

水質汚濁防止関係法令のしおり

(資料編)

(令和元年8月)

<資料編>

目次

1	用語集	資 1
2	特定施設等一覧(水濁法)	資 2
3	届出施設一覧(府条例)	資 9
4	水質基準対象施設一覧(ダイオキシン法)	資10
5	有害物質、生活環境項目、指定物質、油	資11
6	排水基準	資12
7	設置・構造等変更に係る届出書(申請書)の記載要領	資29
8	有害物質使用特定施設等の構造等規制(リーフレット)	資79
9	有害物質使用特定施設の使用廃止時の手続き	資81
10	市町村の環境公害担当部署一覧	資83
11	異常水質発生時の各市町村の連絡先	資84
12	罰則一覧	資85

資料 1 用語集 (50 音順)

用語	意味
汚水等	特定施設から排出される汚水又は廃液
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路（終末処理場に接続している下水道を除く。）
指定事業場	指定施設を設置する事業場
指定施設	有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設
指定地域特定施設	処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽（水濁法の適用を受けます。）
指定地域内事業場	指定地域（大阪府は全域が対象）内の特定事業場であって日平均排水量が 50m ³ 以上のもの
指定物質	有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（資料編 P.11 資料 5 3. 指定物質参照）
生活環境項目	化学的酸素要求量（COD）その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、有害物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目（資料編 P.11 資料 5 2. 生活環境項目参照）
貯油施設等	政令で定める油を貯蔵する貯油施設、又は政令で定める油を含む水を処理する油水分離施設 政令で定める油： ・原油 ・重油 ・潤滑油 ・軽油 ・灯油 ・揮発油 ・動植物油
特定事業場	特定施設（指定地域特定施設を含む。）を設置する工場又は事業場
特定施設	有害物質を含む又は生活環境項目（本表参照）に関し生活環境に係る被害を生ずるおそれのある程度の汚水又は廃液を排出する施設で水濁法施行令別表第 1 に掲げる施設（資料編 P.2 資料 2 特定施設等一覧参照） （内海法における特定施設） ・水濁法の特定施設* ・ダイオキシン法の水質基準対象施設 ※次の施設については内海法の設置の許可不要（水濁法の届出は必要）。 ・下水道終末処理施設 ・地方公共団体が設置するし尿処理施設 ・地方公共団体が設置する廃油処理施設及び廃油処理事業の用に供する廃油処理施設
特定地下浸透水	有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むもの
特定排水水 〔総量規制の対象〕	指定地域内事業場において、事業活動その他の人の活動に使用された水。 以下を除く ・専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水（一過性の間接冷却水等） ・雨水のように事業活動その他の人の活動に使用されない水
届出事業場	届出施設を設置する工場又は事業場
届出施設	有害物質や生活環境に係る被害を生ずるおそれのある程度の汚水又は廃液を排出する施設で府条例施行規則別表第 10 で定めるもの（資料編 P.9 資料 3 届出施設一覧参照）（特定事業場内に設置されるものは除く。）
排水水 〔排水規制の対象〕	特定事業場から公共用水域に排出されるすべての水（雨水・冷却水等を含む。）。特定施設からの排水のみならず、特定施設以外からの排水も含めて、一体として「排水水」として規制の対象となります。なお、雨水は排水水にあたりませんが、申請・届出時の排水水の量には算入されません。
排水口	公共用水域に排水水を排出する場所。なお、特定事業場に 2 以上の排水口がある場合には、個々の排水口ごとに排水基準が適用されます。
有害物質	カドミウムその他の人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質として政令で定める物質（資料編 P.11 資料 5 1. 有害物質 参照）
有害物質使用特定事業場	有害物質使用特定施設を設置する特定事業場
有害物質使用特定施設	有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。）
有害物質貯蔵指定施設	有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設

資料2 特定施設等一覧(水濁法)

号番号	特定施設	対象となった日
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 選鉱施設	
	ロ 選炭施設	
	ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の汚泥分離施設	
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	昭和47年10月1日
	イ 豚房施設(豚房の総面積が50m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	
	ロ 牛房施設(牛房の総面積が200m ² 未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設	
3	水産食料品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 水産動物原料処理施設	
	ロ 洗浄施設	
	ハ 脱水施設	
	ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ 洗浄施設	
	ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ 洗浄施設	
	ハ 湯煮施設	
	ニ 濃縮施設	
	ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	昭和46年6月24日
7	砂糖製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)	
	ハ ろ過施設	
	ニ 分離施設 ホ 精製施設	
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	昭和46年6月24日
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	昭和46年6月24日
10	飲料製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)	
	ハ 榨汁施設	
	ニ ろ過施設	
	ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ 洗浄施設	
	ハ 圧搾施設	
	ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設	
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ 洗浄施設	
	ハ 圧搾施設 ニ 分離施設	

号番号	特定施設	対象となった日
13	イースト製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ 洗浄施設	
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料浸せき施設	
	ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)	
	ハ 分離施設	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ ろ過施設	
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	昭和46年6月24日
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	昭和46年6月24日
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	昭和46年6月24日
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	昭和57年1月1日
	イ 原料処理施設	
	ロ 湯煮施設	
18の3	たばこ製造業の用に供する施設	昭和57年1月1日
	イ 水洗式脱臭施設	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ まゆ湯煮施設	
	ロ 副蚕処理施設	
	ハ 原料浸せき施設	
	ニ 精練機及び精練そう	
	ホ シルケツト機	
	ヘ 漂白機及び漂白そう	
	ト 染色施設	
	チ 薬液浸透施設	
リ のり抜き施設	昭和49年12月1日	
20	洗毛業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 洗毛施設	
21	化学繊維製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 湿式紡糸施設	
	ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設	
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	昭和57年1月1日
	21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	昭和57年1月1日
	イ 湿式バーカー	
22	木材薬品処理業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 湿式バーカー	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料浸せき施設	
	ロ 湿式バーカー	
	ハ 碎木機	
	ニ 蒸解施設	
	ホ 蒸解廃液濃縮施設	
	ヘ チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設	
	ト 漂白施設	
	チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)	
	リ セロハン製膜施設	
	ヌ 湿式繊維板成型施設	
ル 廃ガス洗浄施設		

号番号	特定施設	対象となった日
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	昭和57年1月1日
	イ 自動式フィルム現像洗浄施設	
	ロ 自動式感光膜付現像洗浄施設	
24	化学肥料製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ ろ過施設	
	ロ 分離施設	
	ハ 水洗式破碎施設	
	ニ 廃ガス洗浄施設	
ホ 湿式集じん施設		
25	削除	平成29年8月16日削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 洗浄施設	
	ロ ろ過施設	
	ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	
	ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	
ホ 廃ガス洗浄施設		
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ ろ過施設	
	ロ 遠心分離機	
	ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設	
	ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設	
	ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設	
	ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設	
	ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設	
	チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設	
	リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設	
ヌ 廃ガス洗浄施設		
ル 湿式集じん施設		
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 湿式アセチレンガス発生施設	
	ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設	
	ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設	
	ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設	
ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設		
ヘ クロロプロピレンモノマー洗浄施設		
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設	
	ロ 静置分離器	
ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設		
30	発酵工業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ 蒸留施設	
	ハ 遠心分離機	
ニ ろ過施設		
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設	
	ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設	
ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設		
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ ろ過施設	
	ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設	
	ハ 遠心分離機	
ニ 廃ガス洗浄施設		

号番号	特定施設	対象となった日	
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 縮合反応施設		
	ロ 水洗施設		
	ハ 遠心分離機		
	ニ 静置分離器		
	ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設		
	ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設		
	ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設		
	チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設		
	リ 廃ガス洗浄施設		
又 湿式集じん施設			
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ ろ過施設		
	ロ 脱水施設		
	ハ 水洗施設		
	ニ ラテックス濃縮施設		
ホ ステレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設の うち、静置分離器			
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 蒸留施設		
	ロ 分離施設		
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 廃酸分離施設		
	ロ 廃ガス洗浄施設		
ハ 湿式集じん施設			
	37	その他の石油化学工業の用に供する施設	昭和46年6月24日
		イ 洗浄施設	
ロ 分離施設			
ハ ろ過施設			
ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設			
ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設 のうち、蒸留施設			
ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設			
ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設			
チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設			
リ ニ-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応 施設及び蒸留施設			
又 シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設			
ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設			
ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設又はメチルアルコー ル蒸留施設			
ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器			
カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設			
ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設又はメチルアルコール回収施設			
タ 廃ガス洗浄施設			
38	石けん製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 原料精製施設		
ロ 塩析施設			
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄施設を有 しないものを除く。)	平成24年5月25日	
39	硬化油製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 脱酸施設		
ロ 脱臭施設			
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	昭和46年6月24日	
41	香料製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 洗浄施設		
ロ 抽出施設			

号番号	特定施設	対象となった日	
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 原料処理施設		
	ロ 石灰づけ施設		
	ハ 洗浄施設		
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	昭和46年6月24日	
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 原料処理施設		
	ロ 脱水施設		
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設	昭和46年6月24日	
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 水洗施設		
	ロ ろ過施設		
	ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設		
	ニ 廃ガス洗浄施設		
47	医薬品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 動物原料処理施設		
	ロ ろ過施設		
	ハ 分離施設		
	ニ 混合施設		
	うちポリ塩化ビフェニルを使用する施設		昭和50年3月1日
	うちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを使用する施設		平成1年10月1日
	うちH6.2.1に有害物質になったもの(13項目)を使用する施設		平成6年2月1日
	うちH13.7.1に有害物質になったもの(3項目)を使用する施設		平成13年7月1日
うちH24.5.25に有害物質になったもの(3項目)を使用する施設	平成24年5月25日		
ホ 廃ガス洗浄施設	昭和46年6月24日		
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	昭和46年6月24日	
49	農薬製造業の用に供する混合施設	昭和46年6月24日	
	下記以外の施設		
	ポリ塩化ビフェニルを使用する施設		昭和50年3月1日
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを使用する施設		平成1年10月1日
	H6.2.1に有害物質になったもの(13項目)を使用する施設		平成6年2月1日
	H13.7.1に有害物質になったもの(3項目)を使用する施設		平成13年7月1日
	H24.5.25に有害物質になったもの(3項目)を使用する施設		平成24年5月25日
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	昭和46年6月24日	
	下記以外の施設		
	ポリ塩化ビフェニルを使用する施設		昭和50年3月1日
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを使用する施設		平成1年10月1日
	H6.2.1に有害物質になったもの(13項目)を使用する施設		平成6年2月1日
	H13.7.1に有害物質になったもの(3項目)を使用する施設		平成13年7月1日
	H24.5.25に有害物質になったもの(3項目)を使用する施設		平成24年5月25日
51	石油精製業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 脱塩施設		
	ロ 原油常圧蒸留施設		
	ハ 脱硫施設		
	ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設		
	ホ 潤滑油洗浄施設		
51の2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加硫施設	昭和57年1月1日	
51の3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	昭和57年1月1日	
52	皮革製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 洗浄施設		
	ロ 石灰づけ施設		
	ハ タンニンづけ施設		
	ニ クロム浴施設		
	ホ 染色施設		
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 研磨洗浄施設		
	ロ 廃ガス洗浄施設		

号番号	特定施設	対象となった日	
54	セメント製品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 抄造施設		
	ロ 成型機		
	ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)		
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	昭和46年6月24日	
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	昭和46年6月24日	
	下記以外の施設		
	ポリ塩化ビフェニルを使用する施設		昭和50年3月1日
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを使用する施設		平成1年10月1日
	H6.2.11に有害物質になったもの(13項目)を使用する施設		平成6年2月1日
	H13.7.11に有害物質になったもの(3項目)を使用する施設		平成13年7月1日
H24.5.25に有害物質になったもの(3項目)を使用する施設	平成24年5月25日		
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	昭和46年6月24日	
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 水洗式破碎施設		
	ロ 水洗式分別施設		
	ハ 酸処理施設		
59	砕石業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 水洗式破碎施設		
	ロ 水洗式分別施設		
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	昭和46年6月24日	
61	鉄鋼業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ タール及びガス液分離施設		
	ロ ガス冷却洗浄施設		
	ハ 圧延施設		
	ニ 焼入れ施設		
ホ 湿式集じん施設			
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 還元そう		
	ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。)		
	ハ 焼入れ施設		
	ニ 水銀精製施設		
	ホ 廃ガス洗浄施設		
ヘ 湿式集じん施設			
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 焼入れ施設		
	ロ 電解式洗浄施設		
	ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設		
	ニ 水銀精製施設		
ホ 廃ガス洗浄施設			
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	昭和57年1月1日	
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	平成13年7月1日	
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ タール及びガス液分離施設		
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設(浄水能力が $10,000\text{m}^3/\text{日}$ 未満のものを除く。)	昭和51年6月1日	
	イ 沈でん施設		
	ロ ろ過施設		
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	昭和46年6月24日	
66	電気めつき施設	昭和46年6月24日	
66の2	エチレンオキシド又は1,4-ジオキサンの混合施設	平成24年5月25日	
66の3	旅館業の用に供する施設	昭和49年12月1日	
	イ ちゆう房施設		
	ロ 洗濯施設		
66の4	ハ 入浴施設	昭和63年10月1日	
	共同調理場に設置されるちゆう房施設(総床面積が 500m^2 未満の事業場に係るものを除く。)		
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が 360m^2 未満の事業場に係るものを除く。)	昭和63年10月1日	

号番号	特定施設	対象となった日
66の6	飲食店に設置されるちゅう房施設(総床面積が420m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	昭和63年10月1日
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設(総床面積が630m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	昭和63年10月1日
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	昭和63年10月1日
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	昭和46年6月24日
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	昭和46年6月24日
68の2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	
	イ ちゅう房施設	
	ロ 洗濯施設	昭和54年5月10日
	ハ 入浴施設	
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	昭和46年6月24日
69の2	中央卸売市場に設置される施設(水産物に係るものに限る。)	
	イ 卸売場	
	ロ 仲卸売場	昭和51年6月1日
69の3	地方卸売市場に設置される施設(水産物に係るものに限る。総面積が1,000m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	
	イ 卸売場	
	ロ 仲卸売場	昭和57年7月1日
70	廃油処理施設	昭和46年6月24日
70の2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800m ² 未満の事業場に係るもの及び第71号に掲げるものを除く。)	昭和57年1月1日
71	自動式車両洗浄施設	昭和46年6月24日
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	
	イ 洗浄施設	
	下記以外の施設	昭和49年12月1日
	専修学校(水濁法規則第1条の2第4号:規則改正による)	昭和51年1月3日
	ロ 焼入れ施設	
	下記以外の施設	昭和49年12月1日
	専修学校(水濁法規則第1条の2第4号:規則改正による)	昭和51年1月3日
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	
	下記以外の施設	昭和54年5月10日
	H9.12.1廃掃法施行令の改正により対象となった施設 (一時間当たりの処理能力200kg以上又は火格子面積2m ² 以上の焼却施設)	平成9年12月1日
71の4	産業廃棄物処理施設	
	イ 廃掃法施行令第7条第1、3～6、8、11号に掲げる施設であって、国、地方公共団体、産業廃棄物処理業者が設置するもの	
	うち下記以外の施設	昭和57年1月1日
	うちH9.12.1廃掃法施行令の改正により対象となった施設 ①汚泥(PCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、一時間当たりの処理能力200kg以上又は火格子面積2m ² 以上のもの(湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。) ②廃油(PCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、一時間当たりの処理能力200kg以上又は火格子面積2m ² 以上のもの(海洋汚染防止法第3条第14号に掲げる廃油処理施設を除く。湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。) ③廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、火格子面積2m ² 以上のもの(湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)	平成9年12月1日
	ロ 廃掃法施行令第7条第12～13号に掲げる施設	
	うち下記以外の施設	平成10年6月17日
	廃掃法施行令第7条第13項の分離施設	平成12年10月1日
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンにかかる施設	平成3年10月1日
	ジクロロメタンにかかる施設	平成12年3月1日
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設	
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンにかかる施設	平成3年10月1日
	ジクロロメタンにかかる施設	平成12年3月1日
72	し尿処理施設(処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)	昭和46年6月24日
73	下水道終末処理施設	昭和46年6月24日
74	特定事業場から排出される水の処理施設	昭和46年6月24日
—	指定地域特定施設(処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽)	平成3年4月1日
—	有害物質貯蔵指定施設	平成24年6月1日

資料3 届出施設一覧(府条例)

号番号	届出施設
1	畜産農業の用に供する牛房施設(牛房の総面積が150m ² 未満の事業場に係るものに限る。)
2	食品製造業の用に供する施設(第13号に掲げるものを除く。)
	イ 洗淨施設
	ロ 混合施設
	ハ 摩砕施設
3	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供するコルゲートマシン
4	化学工業の用に供する施設
	イ 洗淨施設
	ロ 反応施設
	ハ 分離施設
	ニ 混合施設
5	石油製品・石炭製品製造業の用に供する施設
	イ 分離施設
	ロ アスファルトプラント
6	プラスチック製品製造業の用に供する混合施設(有害物質を含む溶剤による洗淨作業を伴うものに限る。)
7	窯業・土石製品製造業の用に供する施設
	イ 研摩施設
	ロ 洗淨施設
	ハ 混合施設
	ニ 成型施設
	ホ 薬品処理施設
8	鉄鋼業の用に供する施設
	イ 溶融めっき施設
	ロ 廃ガス洗淨施設
9	非鉄金属製造業の用に供する洗淨施設
10	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設
	イ 洗淨施設
	ロ 溶融めっき施設
	ハ 湿式集じん施設
11	水道施設のうち、浄水施設
	イ 沈でん施設
	ロ ろ過施設
12	共同調理場に設置されるちゅう房施設
13	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が120m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
14	産業廃棄物処理施設(廃掃法施行令第7条第1、3～6、8、11号に掲げるものに限る。)
15	届出事業場から排出される水の処理施設

※特定事業場内に設置される施設を除く。

資料4 水質基準対象施設一覧(ダイオキシン法)

号番号	水質基準対象施設
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
	イ 硫酸濃縮施設
	ロ シクロヘキサン分離施設
	ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
	イ 水洗施設
	ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
	イ ろ過施設
	ロ 乾燥施設
	ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
	イ ろ過施設
	ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジンドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設
	ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設
	ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設
	ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの
	イ 廃ガス洗浄施設
	ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生する煤塵であって、集塵機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
	イ 精製施設
	ロ 廃ガス洗浄施設
	ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
	イ ろ過施設
	ロ 精製施設
	ハ 廃ガス洗浄施設
15	ダイオキシン類特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの
	イ 廃ガス洗浄施設
	ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類(特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表第1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
	イ プラズマ反応施設
	ロ 廃ガス洗浄施設
	ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

資料5 有害物質、生活環境項目、指定物質、油一覧

1. 有害物質(水濁法施行令第2条)

カドミウム及びその化合物	1, 2-ジクロロエチレン
シアン化合物	1, 1, 1-トリクロロエタン
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE PNIに限る)	1, 1, 2-トリクロロエタン 1, 3-ジクロロプロペン
鉛及びその化合物	チウラム
六価クロム化合物	シマジン
砒素及びその化合物	チオベンカルブ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン
ポリ塩化ビフェニル	セレン及びその化合物
トリクロロエチレン	ほう素及びその化合物
テトラクロロエチレン	ふっ素及びその化合物
ジクロロメタン	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
四塩化炭素	塩化ビニルモノマー
1, 2-ジクロロエタン	1, 4-ジオキサン
1, 1-ジクロロエチレン	

2. 生活環境項目(水濁法施行令第3条)

水素イオン濃度	亜鉛含有量
生物化学的酸素要求量	溶解性鉄含有量
化学的酸素要求量	溶解性マンガン含有量
浮遊物質	クロム含有量
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	大腸菌群数
フェノール類含有量	窒素含有量
銅含有量	りん含有量

3. 指定物質(水濁法施行令第3条の3)

ホルムアルデヒド	クロロホルム	クロルピリホス
ヒドラジン	硫酸ジメチル	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
ヒドロキシルアミン	クロルピクリン	アラニカルブ
過酸化水素	ジクロロボス(DDVP)	クロルデン
塩化水素	オキシデプロホス(ESP)	臭素
水酸化ナトリウム	トルエン	アルミニウム及びその化合物
アクリロニトリル	エピクロロヒドリン	ニッケル及びその化合物
水酸化カリウム	スチレン	モリブデン及びその化合物
アクリルアミド	キシレン	アンチモン及びその化合物
アクリル酸	パラ-ジクロロベンゼン	塩素酸及びその塩
次亜塩素酸ナトリウム	フェノブカルブ(BPMC)	臭素酸及びその塩
二硫化炭素	プロピザミド	クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く)
酢酸エチル	クロロタロニル(TPN)	
メチルターシャリーブチルエーテル(MTBE)	フェントロチオン(MEP)	マンガン及びその化合物
硫酸	イプロベンホス(IBP)	鉄及びその化合物
ホスゲン	イソプロチオラン	銅及びその化合物
1, 2-ジクロロプロパン	ダイアジノン	亜鉛及びその化合物
クロルスルホン酸	イソキサチオン	フェノール類及びその塩類
塩化チオニル	クロルニトロフェン(CNP)	ヘキサメチレンテトラミン

4. 油(水濁法施行令第3条の4)

・原油 ・重油 ・潤滑油 ・軽油 ・灯油 ・揮発油 ・動植物油

資料6 排水基準

1. 一律排水基準

＜排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第1、第2＞

水質汚濁防止法において、全国一律の排水基準が定められています。

大阪府では、上乗せ条例により、上水道水源地域(資料編P.23 2 (3)地域区分参照)にはより厳しい上乗せ排水基準を設定しています。

(1)有害物質

項目	単位	許容限度(mg/L)
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03
シアン化合物	mg/L	1
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	mg/L	1
鉛及びその化合物	mg/L	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.5
砒素及びその化合物	mg/L	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02
チウラム	mg/L	0.06
シマジン	mg/L	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L	(海域以外)10 (海域)230
ふっ素及びその化合物	mg/L	(海域以外)8 (海域)15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※	mg/L	100
1, 4-ジオキサン	mg/L	0.5
備考		
<p>・「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)」により検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>・「検出されないこと。」とは上記の検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>・砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>※アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量</p>		

(2)生活環境項目

項目	単位	許容限度
水素イオン濃度	—	(海域以外)5.8~8.6 (海域)5.0~9.0
生物化学的酸素要求量	mg/L	160(日間平均120)
化学的酸素要求量	mg/L	160(日間平均120)
浮遊物質	mg/L	200(日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	(鉱油類含有量)5 (動植物油脂類含有量)30
フェノール類含有量	mg/L	5
銅含有量	mg/L	3
亜鉛含有量	mg/L	2
溶解性鉄含有量	mg/L	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	10
クロム含有量	mg/L	2
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3,000
窒素含有量	mg/L	120(日間平均60)
りん含有量	mg/L	16(日間平均8)
備考		
<p>・「日間平均」による許容限度は、一日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>・この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>・水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>・水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>・生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>・窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>・燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>		

2. 上乗せ排水基準

(1) 有害物質

＜排水基準を定める省令別表第1、上乗せ条例別表第1号の表、第2号の表＞

有害物質に係る排水基準は排水量の規模に関わらず適用されます。

大阪府では、上乗せ条例により、上水道水源地域(資料編P.23 2 (3)地域区分参照)や海域にはより厳しい上乗せ排水基準を設定しています。

は上乗せ条例により設定された基準です。

(単位:mg/L)

項 目	地 域	上水道水源地域	その他の地域	
			海域以外	海域
カドミウム及びその化合物		0.003	0.03	
シアン化合物		検出されないこと	1	
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る)		検出されないこと	1	
鉛及びその化合物		0.01	0.1	
六価クロム化合物		0.05	0.5	
砒素及びその化合物		0.01	0.1	
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物		0.0005	0.005	
アルキル水銀化合物		検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと	0.003	
トリクロロエチレン		0.01	0.1	
テトラクロロエチレン		0.01 ^{※1}	0.1	
ジクロロメタン		0.02	0.2	
四塩化炭素		0.002	0.02	
1,2-ジクロロエタン		0.004	0.04	
1,1-ジクロロエチレン		0.1	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン		1	3	
1,1,2-トリクロロエタン		0.006	0.06	
1,3-ジクロロプロペン		0.002	0.02	
チウラム		0.006	0.06	
シマジン		0.003	0.03	
チオベンカルブ		0.02	0.2	
ベンゼン		0.01	0.1	
セレン及びその化合物		0.01	0.1	
ほう素及びその化合物		1 ^{※2}	10	10
ふっ素及びその化合物		0.8 ^{※2}	8	15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)		10 ^{※3}	100	
1,4-ジオキサン		0.05	0.5	

☆上水道水源地域であっても、次の場合は上水道水源地域に係る上乗せ排水基準は適用されず、表中のその他の地域に係る排水基準が適用されます。

※1 テトラクロロエチレン

洗濯業の用に供する洗浄施設を設置する特定事業場で、1日あたりの平均的な排出水の量が10m³未満のもの

※2 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。))を利用するものに限る。)に属する特定事業場

※3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

し尿浄化槽を設置する特定事業場であって、平成13年7月1日現在の特定施設を平成14年4月1日において設置しているもの(設置する工事をしているものを含む。)が、し尿処理施設に係る排水を排出する排出口から排出する水

(2)生活環境項目

大阪府では水濁法の一律排水基準よりも厳しい上乗せ排水基準を設定しています。

上乗せ排水基準は、大阪府域をA～Dの4つの地域(資料編P.23 2 (3)地域区分参照)に区分し、その地域ごと、既設特定事業場・新設特定事業場に区分し(資料編P.25 2 (4)新設既設の特定事業場の区分参照)、業種、日平均排水量別に設定されています。

1)BOD、COD、SS

[A地域]

＜排水基準を定める省令別表第2、上乗せ条例別表第3号、第4号の表＞

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定 事業場	食料品製造業、飲料・飼料製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	60	80	60	80	80	100
		200以上1000未満	45	60	45	60	70	90
		1,000以上5,000未満	30	40	30	40	60	80
		5,000以上	25	30	25	30	50	65
	繊維工業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	80	100	80	100	100	120
		200以上1000未満	50	65	50	65	70	90
		1,000以上5,000未満	35	45	35	45	60	80
		5,000以上	25	30	25	30	50	60
	パルプ・紙・紙加工製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上1,000未満	80	100	80	100	120	150
		1,000以上5,000未満	50	65	50	65	90	110
		5,000以上	30	40	30	40	60	80
	化学工業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	80	100	80	100	100	120
		200以上1000未満	50	65	50	65	70	90
		1,000以上5,000未満	35	45	35	45	50	65
		5,000以上	25	30	25	30	30	40
	石油製品又は石炭製品製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上500未満	50	65	50	65	120	150
		500以上5,000未満	30	40	30	40	80	100
		5,000以上	10	15	10	15	40	50
	なめし皮・同製品・毛皮製造業、死亡獣畜取扱業、と畜場、畜産農業又は家畜飼養施設を設置するサービス業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上	120	150	120	150	120	150
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	50	65	50	65	100	120
		200以上2,000未満	30	40	30	40	70	90
		2,000以上5,000未満	20	25	20	25	60	80
		5,000以上	10	15	10	15	40	50
ガス業	30以上50未満	50	65	50	65	150	200	
	50以上	50	65	50	65	50	65	
洗濯業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200	
	50以上	100	120	100	120	120	150	
その他の業種	30以上50未満	120	150	120	150	150	200	
	50以上200未満	60	80	60	80	100	120	
	200以上1,000未満	40	50	40	50	80	100	
	1,000以上5,000未満	25	30	25	30	60	80	
	5,000以上	20	25	20	25	40	50	
新設特定 事業場	すべての業種	30以上200未満	15	20	15	20	50	65
		200以上5,000未満	10	15	10	15	30	40
		5,000以上	5	10	5	10	20	25

☆下水道処理区域に所在する既設特定事業場について

下水道処理区域に所在する既設特定事業場の排水についての上乗せ排水基準は、上の表の規定にかかわらず次の表に掲げるとおりとします。ただし、次の表の許容限度の数値が上の表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあっては、上の表に掲げるとおりとします。

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定 事業場	すべての業種(下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用)	30以上	20	25	20	25	70	90

上乗せ排水基準は、大阪府域をA～Dの4つの地域(資料編P.23 2 (3)地域区分参照)に区分し、その地域ごと、既設特定事業場・新設特定事業場に区分し(資料編P.25 2 (4)新設既設の特定事業場の区分参照)、業種、日平均排水量別に設定されています。

【B地域】

＜排水基準を定める省令別表第2、上乗せ条例別表第3号、第4号の表＞

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定 事業場	食料品製造業、飲料・飼料製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	80	100	80	100	100	120
		200以上1000未満	60	80	60	80	80	100
		1,000以上5,000未満	30	40	30	40	60	80
		5,000以上	25	30	25	30	50	65
	繊維工業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	100	120	100	120	120	150
		200以上1000未満	70	90	70	90	100	120
		1,000以上5,000未満	40	50	40	50	70	90
		5,000以上	25	30	25	30	50	65
	パルプ・紙・紙加工製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上1,000未満	80	100	80	100	120	150
		1,000以上5,000未満	50	65	50	65	90	110
		5,000以上	30	40	30	40	60	80
	化学工業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	80	100	80	100	100	120
		200以上1000未満	60	80	60	80	80	100
		1,000以上5,000未満	40	50	40	50	60	80
		5,000以上	30	40	30	40	40	50
	石油製品又は石炭製品製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上500未満	50	65	50	65	120	150
		500以上5,000未満	30	40	30	40	80	100
		5,000以上	10	15	10	15	40	50
	なめし皮・同製品・毛皮製造業、死亡獣畜取扱業、と畜場、畜産農業又は家畜飼養施設を設置するサービス業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上	120	150	120	150	120	150
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	60	80	60	80	120	150
		200以上2,000未満	35	45	35	45	70	90
		2,000以上5,000未満	20	25	20	25	60	80
		5,000以上	10	15	10	15	40	50
ガス業	30以上50未満	50	65	50	65	150	200	
	50以上	50	65	50	65	50	65	
洗濯業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200	
	50以上	100	120	100	120	120	150	
その他の業種	30以上50未満	120	150	120	150	150	200	
	50以上200未満	80	100	80	100	120	150	
	200以上1,000未満	50	65	50	65	90	110	
	1,000以上5,000未満	30	40	30	40	70	90	
	5,000以上	25	30	25	30	60	80	
新設特定 事業場	すべての業種	30以上200未満	20	25	20	25	50	65
		200以上5,000未満	15	20	15	20	50	65
		5,000以上	5	10	5	10	20	25

☆下水道処理区域に所在する既設特定事業場について

下水道処理区域に所在する既設特定事業場の排水水についての上乗せ排水基準は、上の表の規定にかかわらず次の表に掲げるとおりとします。ただし、次の表の許容限度の数値が上の表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあっては、上の表に掲げるとおりとします。

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定 事業場	すべての業種(下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用)	30以上	20	25	20	25	70	90

上乗せ排水基準は、大阪府域をA～Dの4つの地域(資料編P.23 2 (3)地域区分参照)に区分し、その地域ごと、既設特定事業場・新設特定事業場に区分し(資料編P.25 2 (4)新設既設の特定事業場の区分参照)、業種、日平均排水量別に設定されています。

【C地域】

＜排水基準を定める省令別表第2、上乗せ条例別表第3号、第4号の表＞

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定事業場	食料品製造業、飲料・飼料製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	100	120	100	120	120	150
		200以上1000未満	70	90	70	90	100	120
		1,000以上5,000未満	35	45	35	45	60	80
		5,000以上	25	30	25	30	50	65
	繊維工業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	100	120	100	120	120	150
		200以上1000未満	80	100	80	100	100	120
		1,000以上5,000未満	50	65	50	65	70	90
		5,000以上	25	30	25	30	50	65
	パルプ・紙・紙加工製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上1,000未満	100	120	100	120	120	150
		1,000以上5,000未満	60	80	60	80	90	110
		5,000以上	30	40	30	40	60	80
	化学工業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	100	120	100	120	120	150
		200以上1000未満	80	100	80	100	100	120
		1,000以上5,000未満	50	65	50	65	70	90
		5,000以上	30	40	30	40	40	50
	石油製品又は石炭製品製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上500未満	50	65	50	65	120	150
		500以上5,000未満	30	40	30	40	80	100
		5,000以上	10	15	10	15	40	50
	なめし皮・同製品・毛皮製造業、死亡獣畜取扱業、と畜場、畜産農業又は家畜飼養施設を設置するサービス業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上	120	150	120	150	120	150
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	60	80	60	80	120	150
		200以上2,000未満	40	50	40	50	80	100
		2,000以上5,000未満	20	25	20	25	60	80
		5,000以上	10	15	10	15	40	50
ガス業	30以上50未満	50	65	50	65	150	200	
	50以上	50	65	50	65	50	65	
洗濯業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200	
	50以上	100	120	100	120	120	150	
その他の業種	30以上50未満	120	150	120	150	150	200	
	50以上200未満	80	100	80	100	120	150	
	200以上1,000未満	60	80	60	80	100	120	
	1,000以上5,000未満	40	50	40	50	80	100	
	5,000以上	30	40	30	40	70	90	
新設特定事業場	すべての業種	30以上200未満	20	25	20	25	50	65
		200以上5,000未満	20	25	20	25	50	65
		5,000以上	5	10	5	10	20	25

☆下水道処理区域に所在する既設特定事業場について

下水道処理区域に所在する既設特定事業場の排水水についての上乗せ排水基準は、上の表の規定にかかわらず次の表に掲げるとおりとします。ただし、次の表の許容限度の数値が上の表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあっては、上の表に掲げるとおりとします。

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定事業場	すべての業種(下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用)	30以上	20	25	20	25	70	90

上乗せ排水基準は、大阪府域をA～Dの4つの地域(資料編P.23 2 (3)地域区分参照)に区分し、その地域ごと、既設特定事業場・新設特定事業場に区分し(資料編P.25 2 (4)新設既設の特定事業場の区分参照)、業種、日平均排水量別に設定されています。

【D地域】

＜排水基準を定める省令別表第2、上乗せ条例別表第3号、第4号の表＞

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定 事業場	食料品製造業、飲料・飼料製造業	30以上	25	30	25	30	50	65
	繊維工業	30以上	25	30	25	30	50	65
	パルプ・紙・紙加工製造業	30以上	25	30	25	30	60	80
	化学工業	30以上	25	30	25	30	20	25
	石油製品又は石炭製品製造業	30以上5,000未満	25	30	25	30	40	50
		5,000以上	10	15	10	15	30	40
	なめし皮・同製品・毛皮製造業、死亡獣畜取扱業、と畜場、畜産農業又は家畜飼養施設を設置するサービス業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上	120	150	120	150	120	150
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業	30以上2,000未満	25	30	25	30	40	50
		2,000以上5,000未満	20	25	20	25	35	45
		5,000以上	10	15	10	15	30	40
	ガス業	30以上50未満	50	65	50	65	150	200
		50以上	50	65	50	65	50	65
	洗濯業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
50以上		100	120	100	120	120	150	
その他の業種	30以上5,000未満	25	30	25	30	60	80	
	5,000以上	15	20	15	20	40	50	
新設特定 事業場	すべての業種	30以上200未満	20	25	20	25	20	25
		200以上5,000未満	15	20	15	20	20	25
		5,000以上	5	10	5	10	10	15

☆下水道処理区域に所在する既設特定事業場について

下水道処理区域に所在する既設特定事業場の排水についての上乗せ排水基準は、上の表の規定にかかわらず次の表に掲げるとおりとします。ただし、次の表の許容限度の数値が上の表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあっては、上の表に掲げるとおりとします。

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定 事業場	すべての業種(下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用)	30以上	20	25	20	25	70	90

【共同処理施設を設置する特定事業場】

上乗せ排水基準は、大阪府域をA～Dの4つの地域(資料編P.23 2 (3)地域区分参照)に区分し、その地域ごと、既設特定事業場・新設特定事業場に区分し(資料編P.25 2 (4)新設既設の特定事業場の区分参照)、業種、日平均排水量別に設定されています。

<排水基準を定める省令別表第2、上乗せ条例別表第3号、第4号の表>

■A地域

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定事業場	すべての業種	30以上1,000未満	40	50	40	50	80	100
		1,000以上10,000未満	30	40	30	40	70	90
		10,000以上	20	25	20	25	60	80
新設特定事業場	すべての業種	30以上	20	25	20	25	50	70

■B地域

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定事業場	すべての業種	30以上1,000未満	60	80	60	80	100	120
		1,000以上10,000未満	50	65	50	65	90	110
		10,000以上	30	40	30	40	70	90
新設特定事業場	すべての業種	30以上	20	25	20	25	50	70

■C地域

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定事業場	すべての業種	30以上1,000未満	100	120	100	120	120	150
		1,000以上10,000未満	80	100	80	100	110	130
		10,000以上	40	50	40	50	80	100
新設特定事業場	すべての業種	30以上	20	25	20	25	50	70

■D地域

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定事業場	すべての業種	30以上10,000未満	25	30	25	30	65	85
		10,000以上	20	25	20	25	60	80
新設特定事業場	すべての業種	30以上	20	25	20	25	50	70

【A～D地域の基準が適用されない場合】

＜排水基準を定める省令別表第2、上乗せ条例別表第3号、第4号の表、附則（平成6年条例第39号）6＞

以下の場合には地域ごとに設定した排水基準ではなく、次に示す排水基準が適用されますのでご注意ください。

このページにおける既設特定事業場・新設特定事業場の区分は資料編P.25 2（4）新設既設の特定事業場の区分とは異なりますのでご注意ください。

☆し尿処理施設を設置する特定事業場 （特定施設として72号し尿処理施設のみを設置している特定事業場）

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定事業場	し尿処理施設を平成6年11月1日において設置している特定事業場（設置の工事をしていないものを含む）	30以上	30	※1 160	※2 120	※2 160
新設特定事業場	上記以外の特定事業場	30以上	20	※1 160	20	※2 160

☆下水道終末処理施設を設置する特定事業場 （特定施設として73号下水道終末処理施設のみを設置している特定事業場）

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
平成6年11月1日において設置している特定事業場（設置の工事をしていないものを含む）		30以上	20	※1 160	※2 120	※2 160	70	※3 200
上記以外の特定事業場		30以上	20	※1 160	20	※2 160	70	※3 200

☆指定地域特定施設を設置する特定事業場 （特定施設として指定地域特定施設のみを設置している特定事業場）

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定事業場	平成6年11月1日において設置している特定事業場（設置の工事をしていないものを含む）	30以上1,000未満	合併処理浄化槽 40	※1 160	※2 120	※2 160
			単独処理浄化槽 90	※1 160	※2 120	※2 160
		1,000以上	30	※1 160	30	※2 160
新設特定事業場	上記以外の特定事業場	30以上	30	※1 160	30	※2 160

※1：日平均排水量50m³以上の工場又は事業場から海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用されます。

※2：日平均排水量50m³以上の工場又は事業場から海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用されます。

※3：日平均排水量50m³以上の工場又は事業場に限って適用されます。

【特定海水使用特定事業場】

＜排水基準を定める省令別表第2、上乗せ条例別表第3号の表＞
 「特定海水使用特定事業場」とは、港湾法第2条第3項に規定する港湾区域又は府の区域に属する海域の水を採取して使用する特定事業場で、当該水の1日当たりの平均的な使用量が1,000m³以上であるものをいいます。

上乗せ排水基準は、既設特定事業場・新設特定事業場に区分し(資料編P.25 2 (4)新設既設の特定事業場の区分参照)、業種、日平均排水量別に設定されています。

■BOD、COD

(単位:mg/L)

区分		日平均排水量(m ³)	大阪市の区域		大阪市の区域以外の地域	
			日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定 事業場	化学工業	5,000未満	23	28	20	25
		5,000以上10,000未満	21	26	18	23
		10,000以上20,000未満	19	24	16	21
		20,000以上50,000未満	17	22	14	19
		50,000以上200,000未満	13	18	10	15
		200,000以上	10	15	7	13
	鉄鋼業	5,000未満	12	17	9	14
		5,000以上	10	15	7	13
	ガス業	5,000未満	31	40	28	38
		5,000以上10,000未満	28	38	25	30
		10,000以上20,000未満	23	28	20	25
		20,000以上50,000未満	18	23	15	20
		50,000以上200,000未満	11	16	8	14
		200,000以上	10	15	7	13
	その他の業種	5,000未満	13	18	10	15
		5,000以上10,000未満	12	17	9	14
		10,000以上20,000未満	11	16	8	14
		20,000以上50,000未満	10	15	7	13
		50,000以上	9	14	6	12
	新設特定 事業場	全ての業種		5	10	5

■SS

特定海水使用特定事業場に係る個別の排水基準は設定されていないので、A～Dの地域ごとに設定された排水基準をご確認ください。

2)その他の項目

<排水基準を定める省令別表第1、上乘せ条例別表第5号、第6号の表>

■ノルマルヘキサン抽出物質含有量

(単位:mg/L)

区分		日平均排水量(m ³)	上水道水源地域及びD地域		左記以外	
			鉱油類含有量	動植物油脂類含有量	鉱油類含有量	動植物油脂類含有量
既設特定事業場	すべての業種	30以上1,000未満	4	20	5	30
		1,000以上5,000未満	3	15	4	20
		5,000以上	2	10	3	10
新設特定事業場		30以上1,000未満	3	10	4	10
		1,000以上5,000未満	2	10	3	10
		5,000以上	1	5	2	5

■pH等

(単位:pH(-)、大腸菌群数(個/cm³)、その他の項目(mg/L))

区分		日平均排水量(m ³)	
		30以上50未満	50以上
pH	すべての業種	5.8~8.6	
フェノール類含有量		新設 1 既設 D地域 2 D地域以外 5	
銅含有量		3	
亜鉛含有量		2	
溶解性鉄含有量		10	
溶解性マンガン含有量		10	
クロム含有量		2	
大腸菌群数		(日間平均)3,000	
窒素含有量		—	(日間平均)60 (最大)120
りん含有量		—	(日間平均)8 (最大)16

※既設特定事業場・新設特定事業場に区分は資料編P.25 2 (4)新設既設の特定事業場の区分参照

(3) 地域区分

< 上乗せ条例別表第3号備考4～8 >

■A地域

- 1 天王川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 2 箕面川合流点から上流の猪名川及び箕面川並びにこれらに流入する公共用水域(猪名川上流水域)に係る地域
- 3 千歳橋下流端から上流の安威川及びこれに流入する公共用水域(安威川上流水域)に係る地域
- 4 西日本旅客鉄道株式会社阪和線大和川橋りょう下流端から上流の大和川及びこれに流入する公共用水域(石川及びこれに流入する公共用水域(石川水域を除く。))並びに大阪狭山市に位置する副池及びこれから上流の西除川並びにこれらに流入する公共用水域(大和川上流水域)に係る地域

■B地域

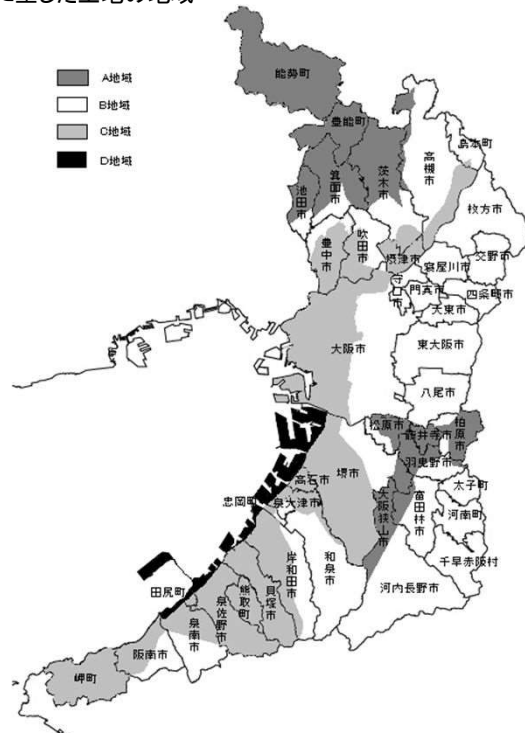
- 1 猪名川及びこれに流入する公共用水域(猪名川上流水域を除く。)(猪名川下流水域)に係る地域
- 2 安威川及びこれに流入する公共用水域(安威川上流水域を除く。)(安威川下流水域)に係る地域
- 3 淀川水域に係る地域
- 4 寝屋川及び城北川並びにこれらに流入する公共用水域(淀川水域及び大和川上流水域を除く。)(寝屋川水域)に係る地域
- 5 石川水域に係る地域
- 6 大和川及びこれに流入する公共用水域(石川水域及び大和川上流水域を除く。)(大和川下流水域)に係る地域
- 7 府道堺阪南線大津川橋下流端から上流の大津川及び泉南市男里水源から上流の男里川並びにこれらに流入する公共用水域(以下「泉州上流地域」という。))に係る地域

■C地域

- 1 神崎川及び神崎川派川並びにこれらに流入する公共用水域(猪名川下流水域、安威川下流水域及び淀川水域を除く。)(神崎川水域)に係る地域
- 2 淀川大堰から下流の淀川、正蓮寺川、旧淀川、旧淀川派川及び港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域(大阪港の区域に属するものに限る。))並びにこれらに流入する公共用水域(神崎川水域、淀川水域、寝屋川水域及び大和川下流水域を除く。))に係る地域
- 3 堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡の区域(大和川上流水域及び大和川下流水域に係る地域、泉州上流地域並びにD地域に掲げる地域を除く。))

■D地域

- 1 堺市の区域のうち築港八幡町、築港南町、大浜西町、出島西町、石津西町、築港新町1丁、築港新町2丁、築港新町3丁、築港浜寺町、浜寺公園町1丁、浜寺公園町2丁、浜寺公園町3丁、浜寺公園町4丁及び築港浜寺西町の区域
- 2 高石市の区域のうち高砂1丁目、高砂2丁目、高砂3丁目、羽衣公園丁、高師浜丁及び南高砂の区域
- 3 泉大津市の区域のうち臨海町1丁目、臨海町2丁目、臨海町3丁目、小津島町、新港町、なぎさ町及び府道大阪臨海線以西の汐見町(98番地及び98番地の4を除く。))の区域
- 4 泉北郡忠岡町の区域のうち新浜の区域
- 5 岸和田市の区域のうち木材町、新港町、臨海町、地藏浜町及び港緑町の区域
- 6 貝塚市の区域のうち港、二色1丁目、二色2丁目、二色3丁目、二色4丁目、二色南町、二色中町及び二色北町の区域
- 7 泉佐野市の区域のうち住吉町、新浜町、りんくう往来北、りんくう往来南及び泉州空港北の区域
- 8 泉南郡田尻町の区域のうちりんくうポート北、りんくうポート南及び泉州空港中の区域
- 9 泉南市の区域のうちりんくう南浜及び泉州空港南の区域
- 10 前各号に掲げる区域を除く地域であって、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定による埋立の免許又は同法第42条第1項の規定による埋立の承認を受けた海面(府の区域(大阪市の区域を除く。))に属する海面に限る。))において当該埋立により昭和49年11月1日以降新たに生じた土地の地域

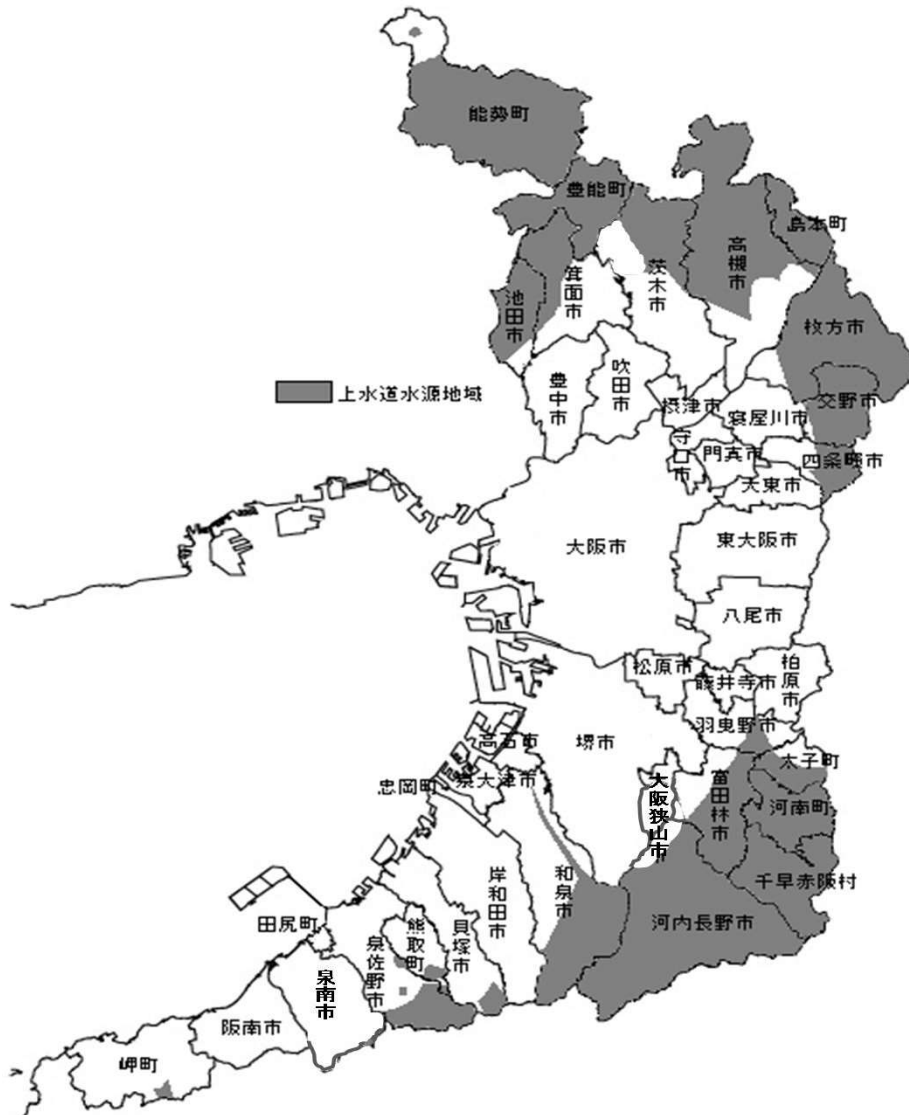


■上水道水源地域

〈上乘せ条例別表第1号備考2、3〉

水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業(同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)又は同条第4項に規定する水道用水供給事業のための原水として取水している公共用水域に係る地域で、次に掲げる地域をいう。

- 1 豊能郡能勢町天王簡易水道取水地点から上流の公共用水域に係る地域
- 2 軍行橋下流端から上流の猪名川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 3 箕面市箕面浄水場取水地点から上流の箕面川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 4 中央自動車道西宮線安威川橋下流端から上流の安威川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 5 淀川大堰から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域(以下「淀川水域」という。)に係る地域
- 6 近畿日本鉄道株式会社南大阪線石川橋橋りょう下流端から上流の石川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 7 堺市及び和泉市に位置する光明池並びにこれに流入する公共用水域に係る地域
- 8 和泉市に位置する惣ガ池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 9 貝塚市蕎原浄水施設取水地点から上流の公共用水域に係る地域
- 10 泉南郡能取町に位置する永楽ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 11 泉佐野市に位置する大池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 12 泉佐野市に位置する稲倉池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 13 泉南市葛畑配水池取水地点から上流の公共用水域に係る地域
- 14 泉南郡岬町に位置する逢峰ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域



(4)新設・既設の特定事業場の区分

大阪府では上乗せ排水基準を設定しています。

上乗せ排水基準は、特定事業場の設置時期によって異なります。

区分	該当要件
既設特定事業場	1 昭和49年11月1日現在の特定施設(指定地域特定施設を除く。)を、同日において設置している特定事業場(設置の工事をしているものを含む。) 2 平成6年11月1日現在の特定施設(1に掲げるものを除く。)のみを、同日において設置している特定事業場(設置の工事をしているものを含む。)
新設特定事業場	既設の特定事業場以外の特定事業場

※ この排水基準の新設・既設の区分は BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質含有量について適用されます。

※ 特定施設に指定された日については「特定施設等一覧」の対象となった日(資料編 P.2)を参照してください。

※ し尿処理施設、指定地域特定施設のみを設置する特定事業場に関わる区分については資料編 P.20 を参照。

一律排水基準及び上乘せ排水基準を達成することが困難な一部の業種に対して、暫定排水基準が設定されています。

■ほう素及びその化合物

法令区分	業種その他の区分	日平均排水量(m ³)	暫定排水基準	適用期間	(参考)一律・上乘せ排水基準
法 (海 域 排 出 外 す の 公 共 用 水 域 に	電気めっき業	排水量に関わらず全ての特定事業場に適用	30 ^{※1}	～R4.6.30	上水道水源地域 1 上水道水源地域以外 10
	ほうろう鉄器製造業		40 ^{※1}		
	金属鋳業		100 ^{※1}		
	下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。)を利用するものに限る。))に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、一定の条件 ^{※2} に該当するものに限る。)		50 ^{※1}		
法	旅館業(温泉を利用するものに限る。)		500 ^{※1}	～R2.3.31	
条 例 (海 域 に 排 出 す る)	ほうろう鉄器製造業		40		
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものに限る。)		40		
	電気めっき業		30		
	金属鋳業		100		
	うわ薬製造業(うわ薬瓦の製造に供するものを製造するものに限る。)		140		
	貴金属製造・再生業	40			
	下水道業(旅館業(温泉を利用するものに限る。))に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定のもの ^{※3} に限る。)	50			
	旅館業(温泉を利用するものに限る。)	500			

※1 同時に他の業種その他の区分に属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

※2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$(\sum Ci \cdot Qi) \div Q$$

この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ci 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値(mg/L)

Qi 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量(m³/日)

Q 当該下水道から排出される排水の通常量(m³/日)

※3 「一定のもの」とは、特定事業場であって、次の算式により計算された値が10を超えるものをいう。

$$(\sum Ci \cdot Qi) \div Q$$

この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ci 当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場(以下「当該下水道」という。)に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値(mg/L)

Qi 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量(m³/日)

Q 当該下水道から排出される排水の通常量(m³/日)

■ふっ素及びその化合物

法令区分	業種その他の区分	日平均排水量(m ³)	暫定排水基準※	適用期間	(参考)一律・上乘せ排水基準
法 水(海に域以外に排出するの公共用)	ほうろう鉄器製造業	排水量に関わらず全ての特定事業場に適用	12	~R4.6.30	上水道水源地域 0.8 海域以外に排出されるもの 8 海域に排出されるもの 15
	電気めっき業	50以上	15		
	旅館業(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものに限る。)		15		
法	電気めっき業	50未満	40		
	旅館業(温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。))を除く。)を利用するものに限る。)	50未満 又は 改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するもの	30		
	旅館業(温泉(自然に湧出しているもの)に限る。)を利用するもの		50		
条 域例に(排出する水道水源地)	旅館業(水質汚濁防止法施行令及び改正政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するものに限る。)	30以上50未満	15	~R2.3.31	
域 条例に(排出するその他)			15		
電気めっき業			15		

※ 同時に他の業種その他の区分に属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

■アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

法令区分	業種その他の区分	日平均排水量(m ³)	暫定排水基準※ ¹	適用期間	(参考)一律・上乘せ排水基準
法	下水道業(下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第24条の2第1項第1号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。)	排水量に関わらず全ての特定事業場に適用	130	~R4.6.30	上水道水源地域 10 上水道水源地域以外 100
	酸化コバルト製造業		120		
	畜産農業		500		
	ジルコニウム化合物製造業		600		
	モリブデン化合物製造業		1400		
	バナジウム化合物製造業		1650		
	貴金属製造・再生業		2800		
条 域例に(排出する水道水源地)	畜産農業※ ²		600	~R2.3.31	
	下水道業(上水道水源地域に排水を排出するもの)※ ²		20		
	し尿処分業(化学処理を行うもの)※ ²		30		

※¹ 同時に他の業種その他の区分に属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

※² 平成13年7月1日現在の特定施設(水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設をいう。以下同じ。)を平成17年4月1日(食料品製造業及び下水道業にあっては、平成14年4月1日)において設置しているもの(設置の工事をしていないものを含む。))に限る。

■1,4-ジオキサン

法令区分	業種その他の区分	日平均排水量(m ³)	暫定排水基準	適用期間	(参考)一律・上乘せ排水基準
法	エチレンオキサイド製造業	排水量に関わらず全ての特定事業場に適用	3	～R3.5.24	上水道水源地域 0.05 上水道水源地域以外 0.5
	エチレングリコール製造業				

※ 同時に他の業種その他の区分に属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

■カドミウム及びその化合物

法令区分	業種その他の区分	日平均排水量(m ³)	暫定排水基準※	適用期間	(参考)一律・上乘せ排水基準
法	金属鉱業	排水量に関わらず全ての特定事業場に適用	0.08	～R1.11.30	上水道水源地域 0.003 上水道水源地域以外 0.03

※ 同時に他の業種その他の区分に属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

■窒素含有量

法令区分	業種その他の区分	日平均排水量(m ³)	暫定排水基準※		適用期間	(参考)一律排水基準	
			日間平均	最大		日間平均	最大
法	天然ガス鉱業	50以上(瀬戸内海に流入する公共用水域に排出するものに限る。)	150	160	～R3.9.30	60	120
	畜産農業(水濁法施行令別表1第1号の2イ豚房施設を有するものに限る。)		110	130			
	酸化コバルト製造業		100	300	～R5.9.30		
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業(バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)		3100	4100			

※ 同時に他の業種その他の区分に属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

■りん含有量

法令区分	業種その他の区分	日平均排水量(m ³)	暫定排水基準※		適用期間	(参考)一律排水基準	
			日間平均	最大		日間平均	最大
法	畜産農業(水濁法施行令別表1第1号の2イ豚房施設を有するものに限る。)	50以上(瀬戸内海に流入する公共用水域に排出するものに限る。)	18	22	～R5.9.30	8	16

※ 同時に他の業種その他の区分に属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

■亜鉛含有量

法令区分	業種その他の区分	日平均排水量(m ³)	暫定排水基準	適用期間	(参考)一律・上乘せ排水基準
法	金属鉱業	50以上	5 ^{※1}	～R3.12.10	2
	電気めつき業				
条例	下水道業(金属鉱業又は電気めつき業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件 ^{※2} に該当するものに限る。)	30以上50未満	5	～R5.3.31	
	電気めつき業 ^{※3}				

※1 同時に他の業種その他の区分に属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

※2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$\sum Ci \cdot Qi \div Q$$

この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ci 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常の値(mg/L)

Qi 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量(m³/日)

Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量(m³/日)

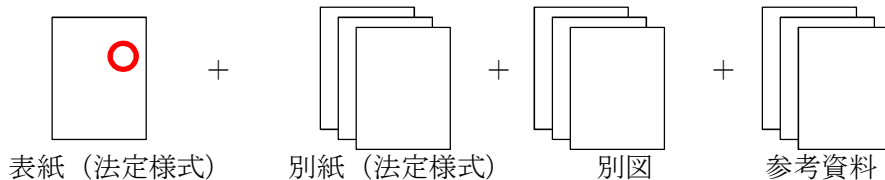
※3 平成20年4月1日に現に特定施設を設置している場合に限る。

資料7 設置・構造等変更に係る届出書（申請書）の記載要領

- ・届出要件や届出の種類については、「水質汚濁防止関係法令のしおり（事業者向け）」をご確認下さい。
- ・資料編「資料1用語の定義」も併せてご確認ください。

(1) 申請・届出書の構成

申請書・届出書は、表紙、別紙、別図、その他参考資料により構成されています。



○表紙及び別紙の種類（詳細は記載例と合わせて掲載しています。）

書類の名称	根拠法令				記載内容
	水濁法		内 海 法	府 条 例	
	5条 1項	5条 3項			
表紙	○	○	○	○	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 工場又は事業場の名称及び所在地 特定施設の種類等
別紙1	○		○	○	特定施設等の構造
別紙12		○			
別紙1の2	○				特定施設等の設備 【有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に該当する場合】
別紙7(内海法)			○		
別紙13		○			
別紙2	○		○	○	特定施設等の使用の方法
別紙14		○			
別紙3	○		○	○	汚水等の処理の方法
別紙4	○		○	○	排出水の汚染状態及び量
別紙5	○		○		排出水の排水系統別の汚染状態及び量 【日平均排水量が50m ³ 以上の事業場の場合】
別紙6	○		○	○	排出水に係る用水及び排水の系統
別紙15		○			用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

注) 内海法対象事業場であっても、有害物質貯蔵指定施設については水濁法第5条第3項に基づく届出が別途必要です。

○添付図面等

申請・届出に当たり必要と考えられるものを挙げています。内容が具備されていれば様式は問いません。

図面等の名称		備考	関連する別紙
別図①	周辺の見取り図	・周辺公共用水域が分かるもの。排水口から主要河川（海域）に流入するまでの排水経路を明示する。	
別図②	敷地内の配置図	・特定施設（有害物質使用特定施設を含む。以下同じ。）、指定地域特定施設、有害物質貯蔵指定施設、届出施設、付帯設備、関連する主要機械・装置、汚水処理施設等の配置を敷地平面図・建物各階平面図に明示する。 ・排水経路や排水口の位置を明示する。	1、1の2、2、3、7(内海法様式)、12、13、14

図面等の名称		備考	関連する別紙
別図③	特定施設等を含む操業系統図	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設、指定地域特定施設、有害物質貯蔵指定施設、届出施設を含む操業の系統を明示する（フローシート）。 	2、14
別図④	用水及び排水の系統図	<ul style="list-style-type: none"> ・工場内の用水の系統（水道水と井戸水の別など）及び排水の系統（工程排水の他に冷却水、生活排水、雨水も示すこと。）を系統図として明示する。 ・系統別の流量が分かるように明示する。 ・別図③と統合して明示してもよい。 	6、15
別図⑤	特定施設等の構造概要図	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設、指定地域特定施設、有害物質貯蔵指定施設、届出施設の立面図、平面図及びその他参考になる事項を明示する。 ・主要寸法（幅×奥行×高さ、単位も記載すること。）を明示する。 	1、12
別図⑥	有害物質使用特定施設等の床面・周囲の構造概要図	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の床面及び周囲の立面図、平面図、材質その他参考になる事項を明示する。 ・主要寸法を明示する。防液堤や受皿の場合、堤内の容量を記載し、漏えい時に受け止められることを確認する。 ・耐薬品性の塗装を行う場合は別途塗料のカタログ等を添付する。 	1、12
別図⑦	有害物質使用特定施設等の設備の構造概要図	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設に付帯する配管等設備の立面図、平面図、材質その他参考になる事項を明示する。主要寸法を明示する。 ・漏洩検知設備等があれば、設置箇所・検知方法に関する資料を添付する。 	1の2、7(内海法様式)、13
別図⑧	汚水処理施設の構造概要図	<ul style="list-style-type: none"> ・立面図、平面図及びその他参考になる事項を明示する。主要寸法（幅×奥行×高さ、単位も記載すること。）を明示する。 ・汚水処理施設に関連する主要機械、主要装置を含む配置図を添付する。 	3
別図⑨	汚水等の処理系統図	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理施設・関連施設の汚水の処理工程をフロー図に明示する。 ・処理途中の薬剤の滴下や排水処理汚泥の処理を含めて明示する。 ・別図⑧と統合して明示してもよい。 	3
別表①	特定施設等の使用時の汚水量及び水質	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設等から排出される汚水の汚染状態と量の最大の値、通常値の両方を記載する。 	2
別表②	汚水処理施設の処理前後の水量及び水質	<ul style="list-style-type: none"> ・排水処理施設ごとに処理前後の水量及び汚染状態（水質）の最大の値、通常値を記載する。 ・別表①と統合して明示してもよい 	3、4
参考資料1	既設施設一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・工場にある全ての特定施設、有害物質貯蔵指定施設、指定地域特定施設、届出施設について記載する。 	
参考資料2	構造等に関する基準等一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・工場にある全ての有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設について記載する。 	

(3) 届出の種類と必要な別紙等

法令や届出の種類によって必要な別紙や図面は以下のとおりです。

凡例 ○：必ず添付 △：必要に応じて添付

<水濁法>

○第5条第1項関係

届出の種類	根拠条文	表紙	別紙						添付図面等	
			1	102	2	3	4	5		6
設置届出	第5条第1項	様式1	○	△	○	○	○	△	○	別図①～⑨、別表①、別表②
構造等変更届出	第7条	様式1	△	△	△	△	△	△	△	別図①～⑨、別表①、別表②のうち変更箇所
使用届出	第6条第1項 又は第2項	様式1	○	△	○	○	○	△	○	別図①～⑨、別表①、別表②
氏名等変更届出	第10条	※								
使用廃止届出	第10条	様式6								特定施設等の配置図
承継届出	第11条第3項	※								特定施設等の配置図

○第5条第3項関係

届出の種類	根拠条文	表紙	別紙				添付図面等
			12	13	14	15	
設置届出	第5条第3項	様式1	○	△	○	○	別図①～⑦
構造等変更届出	第7条	様式1	△	△	△	△	別図①～⑦のうち変更箇所
使用届出	第6条第1項	様式1	○	△	○	○	別図①～⑦
氏名等変更届出	第10条	※					
使用廃止届出	第10条	様式6					特定施設等の配置図
承継届出	第11条第3項	※					特定施設等の配置図

注1 別紙1の2、別紙13は有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の場合のみ添付してください。

注2 別紙5は日平均排水量が50m³以上の事業場の場合のみ添付してください。

注3 構造等変更届出の別紙は、変更に係る別紙のみ提出してください。

注4 設置届出、構造等変更届出では、参考資料として**変更のないものも含めた特定施設等一覧**を添付してください。(資料編P.59記載例1の末尾参考)

注5 有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設に係る届出では、参考資料として**構造等に関する基準等一覧**を添付してください。(資料編P.60記載例1の末尾参考)

※ 大阪府では環境関係法令で共通化した様式を定めています。

<内海法>

届出の種類	根拠条文	表紙	別紙							事前評価書	添付図面等
			1	2	3	4	5	6	7		
設置許可申請	第5条第1項	様式1	○	○	○	○	△	○	△	○	別図①～⑨、別表①、別表②
構造等変更許可申請	第8条第1項	様式1	△	△	△	△	△	△	△	△	別図①～⑨、別表①、別表②のうち変更箇所
使用届出	第7条第2項	様式2	○	○	○	○	△	○	△		別図①～⑨、別表①、別表②
構造等変更届出	第8条第4項	様式2	△	△	△	△	△	△	△		別図①～⑨、別表①、別表②のうち変更箇所
排出水の汚染状態等変更届出	第9条	様式2			△	△			△		別図①～⑨、別表①、別表②のうち変更箇所
氏名等変更届出	第9条	※									
使用廃止届出	第9条	様式7									特定施設等の配置図
承継届出	第10条第3項	※									特定施設等の配置図

注1 別紙7は有害物質使用特定施設の場合のみ添付してください。

注2 別紙5は日平均排水量が50m³以上の事業場の場合のみ添付してください。

注3 設置許可申請、構造等変更許可申請では事前評価書の添付が必要になります（構造等変更許可申請のうち、事前評価書を要しない場合があります（事前評価書の手引き p.2 参照））

注4 構造等変更許可申請、構造等変更届出、排出水の汚染状態等変更届出の別紙は、変更に係る別紙のみ提出してください。

注5 設置許可申請、構造等変更許可申請では、別添参考資料として、変更のないものも含めた特定施設一覧を添付してください。

注6 有害物質使用特定施設に係る申請・届出では、別添参考資料として、構造等に関する基準等一覧を添付してください。

※ 大阪府では環境関係法令で共通化した様式を定めています。

<府条例>

届出の種類	根拠条文	表紙	別紙					添付図面等
			1	2	3	4	6	
設置届出	第52条	様式9	○	○	○	○	○	別図①～⑤、⑧、⑨、別表①、別表②
構造等変更届出	第54条	様式11	△	△	△	△	△	別図①～⑤、⑧、⑨、別表①、別表②のうち変更箇所
使用届出	第53条	様式10	○	○	○	○	○	別図①～⑤、⑧、⑨、別表①、別表②
氏名等変更届出	第57条	※						
使用廃止届出	第57条	様式13						届出施設の配置図
承継届出	第58条第3項	※						届出施設の配置図

注1 構造等変更届出の別紙は、変更に係る別紙のみ提出してください。

注2 設置届出、構造等変更届出では、別添参考資料として、変更のないものも含めた届出施設一覧を添付してください。

※ 大阪府では環境関係法令で共通化した様式を定めています。

申請・届出の記載要領及び記載例①

届出書・申請書の記載方法を記載例と合わせて掲載します。

例 1 特定施設の設置及び構造等変更届出

根拠条文：水濁法第5条第1項（設置届出）及び第7条（変更届出）

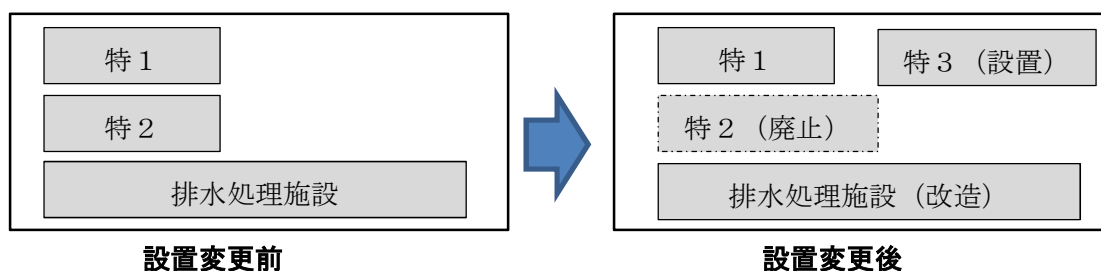
特定施設の種類：65号酸又はアルカリによる表面処理施設（有害物質の使用あり）

66号電気めっき施設（有害物質の使用あり）

最大排水量：50m³/日未満

<届出の概要>

現在、65号酸又はアルカリによる表面処理施設2基（特1、特2）を設置している事業場が、65号酸又はアルカリによる表面処理施設1基（特2）を廃止し、新たに6価クロムを使用する66号電気めっき施設1基（特3）を設置する（設置届出）。排水量に変更はないが、排水処理施設に6価クロム化合物を処理する還元処理を追加する（変更届出）。



書類		作成する内容
表紙		様式1水濁法の設置・変更届出
別紙1	特定施設の構造	設置する特3について作成 廃止する特2について作成（記載例は省略）
別紙1の2	特定施設の設備	設置する特3について作成
別紙2	特定施設の使用の方法	設置する特3について作成 廃止する特2について作成（記載例は省略）
別紙3	汚水等の処理の方法	改造する排水処理施設の処理前後の状況を記載
別紙4	排出水の汚染状態及び量	事業場全ての排水口について記載（設置変更前後）
別紙5	排出水の排水系統別の汚染状態及び量	不要
別紙6	用水及び排水の系統	事業場全体の用水及び排水の系統について記載（設置変更前後）

添付図面等	概要
別図①	工場付近の見取り図
別図②-1（変更前）、 ②-2（変更後）	工場内の建物等の配置図（設置変更前後） 特定施設、汚水処理施設、主要機械、主要装置配置図（設置変更前後） 特定施設から汚水処理施設に至る導水経路（設置変更前後）
別図③-1（変更前）、 ③-2（変更後）	特定施設を含む操業系統図 用水及び排水の系統図
別図⑤-1（特3）、 ⑤-2（特1）	特定施設の平面図、立面図
別図⑥	有害物質使用特定施設等の床面・周囲の構造概要図
別図⑦	有害物質使用特定施設等の設備の構造概要図
別図⑧	汚水処理施設の構造概要図（変更前後）
別図⑨	汚水処理施設の構造概要図（変更前後）
別表①-1（変更前）、 ①-2（変更後）	特定施設使用時の汚水等の量及び汚染状態、処理前後・排水口における水量及び汚染状態
参考資料1	既設特定施設一覧表
参考資料2	有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設に係る構造等に関する一覧表

◎ **水濁法の様式第 1**
内海法の様式第 1、2
府条例の様式第 9、10、11 } **の記載方法**

内海法・水濁法・府条例 共通

届 出 年 月 日	所在地市町村の環境・公害担当課に提出する日付を記載
宛 名	申請・届出の相談窓口 (P.9参照) が、 大阪府事業所指導課の場合：大阪府知事 大阪府泉州農と緑の総合事務所環境指導課の場合：大阪府泉州農と緑の総合事務局長 保健所の場合：各保健所長 (茨木、藤井寺、泉佐野) その他の市役所の場合：各市長
届出者の住所及び氏名	届出者が法人である場合、代表権を有している者 (代表取締役等) を届出者とする事 (代表権を有しない者 (工場長など) が届出者になる場合、水質汚濁防止法に係る届出行為に関する委任状を添付すること)
届 出 者 の 印	届出者の印 (法人の場合は代表者印、委任状を添付する場合は代理人の印) を正本・写しそれぞれに押印すること
工場又は事業場の名称	工場又は事業場の名称を記載
工場又は事業場の所在地	工場又は事業場の所在地を記載

内海法の場合のみ

特 定 施 設 の 種 類	水濁法施行令別表第 1 に掲げる特定施設 (資料編 P.2資料 2 参照) の号番号及び名称を記載
有害物質使用特定施設の該当の有無	該当するものの□にレ印を記入すること

水濁法の場合のみ

第 5 条第 1 項関係・・・公共用水域に排水を排出している工場・事業場において、特定施設・有害物質使用特定施設の届出をしようとするとき	
特 定 施 設 の 種 類	水濁法施行令別表第 1 に掲げる特定施設 (資料編 P.2資料 2 参照) の号番号及び名称を記載
有害物質使用特定施設の該当の有無	該当するものの□にレ印を記入すること
第 5 条第 3 項関係・・・有害物質貯蔵指定施設の届出をしようとするとき及び公共用水域に水 (雨水を含む) を排出しない工場・事業場において有害物質使用特定施設の届出をしようとするとき	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設のうち該当するものの□にレ印を記入すること

様式第1 (第3条関係) (表面)
 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書
 ○年○月○日

大阪府知事様

住所 ○○市○○町○丁目○番○号
 届出者 大阪株式会社
 氏名 代表取締役 大阪太郎 印
氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

届出に關係の無い項目は抹消線を記載

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	大阪株式会社 ○○工場 (電話番号○○-○○○○-○○○○)	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	(郵便番号○○○-○○○○) ○○市○○町○丁目○番○号	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類の	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 66号 電気めっき施設	※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
第5条第1項関係	△特定施設の構造	別紙1のとおり	※備考
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る)	別紙1の2のとおり	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり	
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり	
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり	
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり	
	有害物質使用特定施設の種類の		
第6条第2項関係	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり	(大阪府)
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり	(市町村)
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり	

様式第1 (第3条関係) (裏面)

第5条第2項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり	
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり	

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称(指定地域特定施設にあつては、名称)を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙4によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

◎別紙 1 の記載方法

設置届出及び使用届出の場合は、{設置・変更} 後（別紙の右側）の欄にのみ記載します。

構造等変更届出の場合は、{設置・変更} 前の欄（別紙の左側）に前回届け出た内容を、{設置・変更} 後の欄（別紙の右側）に変更後の内容を記載します。変更に伴い廃止される場合は、{設置・変更} 前の欄（別紙の左側）の欄のみ記載します。

※この別紙は、特定施設ごとに記載すること。同型の特定施設の場合は複数台分をまとめてもよい。

内海法・水濁法・府条例 共通

工場又は事業場における 施 設 番 号	<ul style="list-style-type: none"> ・添付図面と対応するように工場内における番号を記載 ・個別に施設を特定できるよう、施設ごとに番号を振ること
特 定 施 設 号 番 号 及 び 名 称	（内海法・水濁法の場合） 水濁法施行令別表第1に掲げる特定施設（資料編 P.2資料2参照）の号番号及び名称を記載 （府条例の場合） 府条例施行規則別表第10に掲げる届出施設（資料編 P.9資料3参照）の号番号及び名称を記載
型 式	施設本体の製造元並びに型式・型番等を記載
構 造	施設本体の構成材料等を記載
主 要 寸 法	施設本体の縦、横、高さの主要寸法及び単位を記載し構造図を添付
能 力	原則として、1施設を1日の操業において最大の使用状態で使用した場合の能力を記載
配 置	別図（工場内の配置図）において、当該施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を示すこと
設 置 年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・使用届出の場合には、その届出に係る施設が設置された年月日を記載 ・変更届出の場合には、当初の設置年月日を記載
工事着手予定年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・設置又は変更の届出の場合は、その届出に係る施設の予定年月日を記載 ・届出の場合の年月日は、届出日の翌日から起算して61日目以降とするか、「受理された日から61日後」などと記載
工事完成予定年月日	
使用開始予定年月日	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・同様の施設を同時に複数設置（変更）する場合には、その施設数を記載 ・有害物質使用特定施設に該当する場合は、床面及び周囲の構造等を記載。（材質・寸法等を記載し、図面等を添付） ・新設等の別、変更の要点を記載

■着手予定、完成予定及び使用開始予定年月日の記入例

	水濁法・府条例に基づく届出で、 実施制限期間の短縮*を望む場合	内海法に基づく申請の場合
工事着手予定年月日	期間短縮願承認後	許可日の○日後
工事完成予定年月日	着工日の○日後	着工日の○日後
使用開始予定年月日	完成日の○日後	完成日の○日後

※実施制限期間の短縮については資料編 P.78 期間短縮願いについて参照。

特 定 施 設 の 構 造

	{設置←変更}前	{設置←変更}後
工場又は事業場における施設番号		特3
特定施設番号及び名称		第 66 号 電気めっき施設
型 式		〇〇社製 連続式
構 造		鉄鋼製 塩化ビニルライニング
主要寸法	別図 のとおり	別図 ⑤-1 のとおり
能 力	別図 のとおり	金属部品 900 個/日 別図 のとおり
配 置	別図 のとおり	別図 ②-2 のとおり
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	〇年 〇月 〇日
工事完成予定年月日	年 月 日	〇年 〇月 〇日
使用開始予定年月日	年 月 日	〇年 〇月 〇日
その他参考となるべき事項		新設1基 床面:コンクリート 500mm+FRP 塗布 周囲:コンクリート+FRP 塗布の立上げ有 100mm。漏えい時はピットに集水され排水処理施設へ送水される。 別図⑥のとおり。

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

備考 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

◎別紙 1 の 2、別紙 7 の記載方法

(水濁法)

(内海法)

この別紙は、有害物質使用特定施設のみについて提出してください。

設置届出及び使用届出の場合は、{設置・変更} 後（別紙の右側）の欄にのみ記載します。

構造等変更届出の場合は、{設置・変更} 前の欄（別紙の左側）に前回届け出た内容を、{設置・変更} 後の欄（別紙の右側）に変更後の内容を記載します。変更に伴い廃止される場合は、{設置・変更} 前の欄（別紙の左側）の欄のみ記載します。

※この別紙は、特定施設ごとに記載すること。同型の特定施設の場合は複数台分をまとめてもよい。

内海法・水濁法 共通（府条例には、これに相当する別紙はありません。）

工場又は事業場における 施 設 番 号	<ul style="list-style-type: none"> 添付図面と対応するように工場内における番号を記載 個別に施設を特定できるよう、施設ごとに番号を振ること（別紙1の記載内容と同じ）
特定施設番号及び名称	水濁法施行令別表第1に掲げる特定施設（資料編 P.2資料2参照）の号番号及び名称を記載（別紙1の記載内容と同じ）
設 備	配管（地上）、配管（地下）、排水溝など当該施設に付帯する設備の名称を記載。複数ある場合は列挙する。
構 造	<ul style="list-style-type: none"> 上記設備の構成材料等を記載 検知設備を有する場合には、その旨を記載 配管をトレンチ内に設置する場合はトレンチの構造についても記載 耐酸塗料などを塗布している場合は、その旨を記載し塗料のカタログ等を添付
主 要 寸 法	<ul style="list-style-type: none"> 配管や排水管であれば口径 排水溝であれば幅と深さ 排水ピットであれば縦、横、深さを記載し構造図等も添付 単位も必ず記載
配 置	<ul style="list-style-type: none"> 別図（建物の名称・位置等及び有害物質使用特定施設を明記したもの）において、付帯する設備の配置がわかるように記載 地下に設置されている場合にはその旨を明示
設 置 年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> 使用届出の場合は、その届出に係る施設の付帯設備が設置された年月日を記載 変更届出の場合は、当初の設置年月日を記載
工事着手予定年月日	<ul style="list-style-type: none"> 設置又は変更の届出の場合には、その届出に係る施設の付帯設備の予定年月日を記載 届出の場合の年月日は、届出日の翌日から起算して61日目以降とするか、「受理された日から61日後」などと記載
工事完成予定年月日	
使用開始予定年月日	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 付帯する設備（配管、排水溝）に有害物質を含む水が流れない場合には、その部分について構造等に関する基準が適用されないの旨を記載 有害物質を含む水が流れる経路が複数ある場合にはその旨を記載し、別図等に経路を明示

特 定 施 設 の 設 備

	{設置→変更}前	{設置・変更}後
工場又は事業場における施設番号		特3
特定施設番号及び名称		66号 電気めつき施設
設 備		排水管(地上) 排水ピット
構 造		別図⑥, ⑦のとおり
主 要 寸 法		別図⑥, ⑦のとおり
配 置		別図⑥, ⑦のとおり
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	〇年〇月〇日
工事完成予定年月日	年 月 日	〇年〇月〇日
使用開始予定年月日	年 月 日	〇年〇月〇日
その他参考となるべき事項		新設 1基

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

◎別紙 2 の記載方法

設置届出及び使用届出の場合は、〔設置・変更〕後（別紙の右側）の欄にのみ記載します。

構造等変更届出の場合は、〔設置・変更〕前の欄（別紙の左側）に前回届け出た内容を、〔設置・変更〕後の欄（別紙の右側）に変更後の内容を記載します。変更に伴い廃止される場合は、〔設置・変更〕前の欄（別紙の左側）の欄のみ記載します。

※この別紙は、特定施設ごとに記載すること。同型の特定施設の場合は複数台分をまとめてもよい。

内海法・水濁法・府条例 共通

工場又は事業場における 施設番号	<ul style="list-style-type: none"> 添付図面と対応するように工場内における番号を記載 個別に施設を特定できるよう、施設ごとに番号を振ること（別紙 1 の記載内容と同じ）
特定施設号番号及び名称	<p>（内海法・水濁法の場合） 水濁法施行令別表第 1 に掲げる特定施設（資料編 P.2資料 2 参照）の号番号及び名称を記載</p> <p>（府条例の場合） 府条例施行規則別表第 10 に掲げる届出施設（資料編 P.9資料 3 参照）の号番号及び名称を記載 （別紙 1 の記載内容と同じ）</p>
設置場所	別図（工場内の配置図）において、当該施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を示すこと
操業の系統	当該施設を含む操業系統（フローシート）を別図等で添付
使用時間間隔	1 日のうち、当該施設を使用する時間帯を記載
1 日当たりの使用時間	当該施設の 1 日当たりの使用時間を記載
使用の 季節的変動	当該施設の使用時間、使用方法に季節的変動がある場合は、その概要を記載
原材料（消耗資材を含む。） の種類、使用方法及び 1 日当たりの使用量	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設において使用する原料、薬品等（燃料を除く）の種類、使用方法、1 日の使用量を記載 当該施設において製造・使用・処理している有害物質（資料編 P. 11 資料 5 に示す有害物質）について記載 製品名を記入する場合は、SDS（安全データシート）など成分が分かる資料を添付すること
汚水等の汚染状態	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設から排出される汚水等の水質（当該特定事業場の排水に係る排水基準で定められた項目のうち原材料等を勘案し必要な項目のみ）の通常値及び最大値を記載
汚水等の量	当該施設から排出される汚水等の 1 日の通常値及び最大値を記載
その他参考と なるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設以外の施設及び工程等で有害物質（資料編 P. 11 資料 5 に示す有害物質）を使用している場合に、その物質名や使用量等を記載 廃液を産業廃棄物として処理委託する場合は、その旨を記載

別紙2

特定施設の使用方法

		{設置・変更}前		{設置・変更}後	
工場又は事業場における施設番号				特3	
特定施設番号及び名称				第66号 電気めつき施設	
設置場所		別図 のとおり		別図 ②-2 のとおり	
操業の系統		別図 のとおり		別図 ③-2 のとおり	
使用時間間隔		時 ~ 時まで		9時 ~ 17時まで	
1日当たりの使用時間		連続(時間毎) 時間/日		連続(時間毎) 8時間/日	
使用の季節的変動				特になし	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量				金属部品 900個/日 薬品A 0kg/日 (六価クロム化合物含有) 薬品B(硝酸) 0kg/日 薬品C 0kg/日	
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
		別表 のとおり		別表 ①-2 のとおり	
汚水等の量(m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		別表 のとおり		別表 ①-2 のとおり	
その他参考となるべき事項				新設1基 特定施設以外の施設での有害物質の使用なし	

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準で定められた事項について記載すること。

◎別紙3の記載方法

設置届出及び使用届出の場合は、{設置・変更} 後（別紙の右側）の欄にのみ記載します。

構造等変更届出の場合は、{設置・変更} 前の欄（別紙の左側）に前回届け出た内容を、{設置・変更} 後の欄（別紙の右側）に変更後の内容を記載します。変更に伴い廃止される場合は、{設置・変更} 前の欄（別紙の左側）の欄のみ記載します。

※この別紙は、排水処理施設ごとに記載すること。

内海法・水濁法・府条例 共通

工場又は事業場における 施 設 番 号	<ul style="list-style-type: none"> 添付図面と対応するように工場内における番号を記載 個別に施設を特定できるよう、施設ごとに番号を振ること
処理施設の設置場所	別図(工場内の配置図)において、配置がわかるように記載
設 置 年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> 使用届出の場合は、当該特定（届出）施設から排出される汚水等の処理施設が設置された年月日を記載 変更届出の場合は、当該特定（届出）施設から排出される汚水等の処理施設の当初の設置年月日を記載
工事着手予定年月日	<ul style="list-style-type: none"> 設置又は変更の届出の場合には、当該特定（届出）施設から排出される汚水等の処理施設について、それぞれの予定年月日を記載 届出書の場合の年月日は、届出日の翌日から起算して61日目以降とするか、「受理された日から61日後」などと記載
工事完成予定年月日	
使用開始予定年月日	
種 類 及 び 型 式	処理施設の種類、型式を記載
構 造	処理施設の構成材料等を記載
主 要 寸 法	処理施設の各部の大きさを示すこと
能 力	原則として、1日に処理できる排水量又は時間あたりに処理できる排水量を記載
処 理 の 方 式	処理の方式について記載
処 理 の 系 統	処理に関する工程をフローシートに記載。(水量・水質を系統ごとに記載してもよい。)
集水及び導水の方法	特定（届出）施設から処理施設に至る経路、方法を記載
使用時間間隔	1日のうち、処理施設を使用する時間帯を記載
1日当たりの使用時間	処理施設の1日当たりの使用時間を記載
使用の季節変動	処理施設の使用状況に季節変動がある場合はその概要を記載
消耗資材の1日当たりの 用途別使用量	汚水等の処理に要する薬品等の1日当たりの使用量を、用途別に記載
汚水等の汚染状態 及 び 量	<ul style="list-style-type: none"> 処理前後の水質の通常の値及び最大の値、並びに1日の汚水の通常の量及び最大の量を記載 汚水等の汚染状態の欄には、当該事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載
残さの種類、1月間の種類 別生成量及び処理方法	汚水等の処理によって生じる残さの1か月の種類別生成量及びその処理方法を記載。残さの処理を、処理業者等に委託する場合、その旨を記載
排 出 水 の 排 出 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 排水口の位置は別図（工場内の配置図）に記載 排水口の総数を記載し、（ ）書きで雨水専用排水口の数を内数で記載 排出先（××水路→〇〇川→△△川）を記載
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 汚水を下水道へ放流している場合は、その旨を記載

別紙 3

汚水等の処理の方法

		{設置・変更}前				{設置・変更}後			
工場又は事業場における施設番号		排水処理施設				同左			
処理施設の設置場所		別図 ②-1、⑨ のとおり				別図 ②-2、⑨ のとおり			
設置年月日		○年 ○月 ○日				同左			
工事着手予定年月日		年 月 日				○年 ○月 ○日			
工事完成予定年月日		年 月 日				○年 ○月 ○日			
使用開始予定年月日		年 月 日				○年 ○月 ○日			
種類及び型式		工程排水処理装置 (○○社製×△型)				同左			
構造		鉄筋コンクリート製及び鉄製				同左			
主要寸法		別図 ⑨ のとおり				別図 ⑨ のとおり			
能力		○m ³ /日				△m ³ /日			
処理の方式		凝集沈殿、ろ過、中和				クロム還元、凝集沈殿、ろ過、中和			
処理の系統		別図 ⑧ のとおり				別図 ⑧ のとおり			
集水及び導水の方法		別図 ②-1 のとおり				別図 ②-2 のとおり			
使用時間間隔		9時 ~ 17時まで				9時 ~ 17時まで			
1日当たりの使用時間		連続(時間毎) 8時間/日				連続(時間毎) 8時間/日			
使用の季節変動		特になし				特になし			
消耗資材の 1日当たりの 用途別使用量		高分子凝集剤○kg/日、 水酸化ナトリウム○kg/日、 硫酸○kg/日				硫酸水素ナトリウム△kg/日、 高分子凝集剤△kg/日、 水酸化ナトリウム△kg/日、 硫酸△kg/日			
汚状 水態 等及 のび 汚量 染	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量 (m ³ /日)	別表 ①-1 のとおり				別表 ①-2 のとおり			
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法		スラッジ○t/月 産業廃棄物として委託処理				スラッジ△t/月 産業廃棄物として委託処理			
排出水の排出方法		排出口の位置 別図 ②-1 のとおり 排出口の数(雨水専用) 4本(2本) 排出先 ××水路→××川→○○川				排出口の位置 別図 ②-2 のとおり 排出口の数(雨水専用) 4本(2本) 排出先 ××水路→××川→○○川			
その他参考となるべき事項									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

◎別紙4の記載方法

設置届出及び使用届出の場合は、{設置・変更} 後（別紙の右側）の欄にのみ記載します。

構造等変更届出の場合は、{設置・変更} 前の欄（別紙の左側）に前回届け出た内容を、{設置・変更} 後の欄（別紙の右側）に変更後の内容を記載します。変更に伴い廃止される場合は、{設置・変更} 前の欄（別紙の左側）の欄のみ記載します。

※この別紙は、排水口ごとに記載すること。数が多い場合は別表等にまとめる。

内海法・水濁法・府条例 共通

工場又は事業場における排水口番号	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場の敷地境界における排水口の名称又は番号を記載。 雨水専用排水口を含めたすべての排水口について記載。 添付図面と同じ番号・名称に統一すること 下水道への排出口は記載不要
排出水の汚染状態	<ul style="list-style-type: none"> 排出水の水質について通常の量及び最大の量を排水口ごとに記載 下表に定められている項目のうち、排水口から排出されるものや排出されるおそれがあるものをすべて記載。なお事業場で原材料として使用・保管されているものは記載が必要 項目が多い場合は別表を作成すること 雨水専用の排水口の場合は、通常・最大の欄にN.D.と記載
排出水の量 (m^3 /日)	<ul style="list-style-type: none"> 1日の排水量の通常の値、最大の値について排水口ごとに記載 上記の汚染状態について別表を作成する場合は、別表にも記載
その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 当該排水施設（排水口等）に関する特定（届出）施設、排水処理施設の「工場又は事業場における施設番号」等を記載 雨水専用の排水口の場合は、その旨を記載

■排水基準が定められている項目

生活環境項目			
水素イオン濃度 (pH) 生物学的酸素要求量 (BOD) 化学的酸素要求量 (COD) 浮遊物質 (SS) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) フェノール類含有量 銅含有量	日平均排水量 $30m^3$ 以上の事業場に適用	亜鉛含有量 溶解性鉄含有量 溶解性マンガン含有量 クロム含有量 大腸菌群数	日平均排水量 $30m^3$ 以上の事業場に適用
		窒素含有量 (T-N) 燐含有量 (T-P)	日平均排水量 $50m^3$ 以上の事業場に適用
健康項目			
カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機燐化合物（ハ ^ラ チオン、メ ^ル ハ ^ラ チオン、メ ^ル ジ ^メ トン及びE P Nに限る） 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン及びその化合物 ほう素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 1,4-ジオキサン	

別紙 4

排出水の汚染状態及び量

		{設置・変更}前		{設置・変更}後	
工場又は事業場における排水口番号		排水口 No.1~4		排水口 No.1~4	
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
		別表 ①-1 のとおり		別表 ①-2 のとおり	
排出水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		別表 ①-1 のとおり		別表 ①-2 のとおり	
事業場からの総排水量 (別表なしの時)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 排出水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

◎別紙5の記載方法

別紙5は、1日当たりの平均排水量が50m³以上の事業場の場合のみ提出してください。

化学的酸素要求量 (COD)、窒素含有量 (T-N)、りん含有量 (T-P) の項目ごとに作成してください。

設置届出及び使用届出の場合は、{設置・変更} 後 (別紙の下側) の欄にのみ記載します。

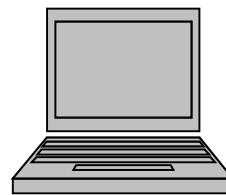
構造等変更届出の場合は、{設置・変更} 前の欄 (別紙の上側) に前回届け出た内容を、{設置・変更} 後の欄 (別紙の下側) に変更後の内容を記載します。

内海法・水濁法 共通 (府条例には、これに相当する別紙はありません。)

業種 その他の区分	大阪府ホームページ「総量規制基準」のURLを参照しながら、業種その他の区分ごとに指定された番号を記載
汚染状態	特定排出水の処理後の化学的酸素要求量 (COD)、窒素含有量 (T-N) 及びりん含有量 (T-P) の汚染状態を記載
排出水の量 Q	<ul style="list-style-type: none"> 業種その他の区分ごとの排出水の量を記載 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの欄には記載しないこと りん含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの欄には記載しないこと
汚濁負荷量	<p>業種その他の区分ごとに、以下の計算式により汚濁負荷量 (kg/日) を算定し、記載すること (汚濁負荷量は小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁で記載)</p> <p>通常: 最大排水量(m³/日)×通常COD(T-N, T-P)濃度(mg/L)×10⁻³ 最大: 最大排水量(m³/日)×最大COD(T-N, T-P)濃度(mg/L)×10⁻³</p>

総量規制基準については、大阪府ホームページを参照してください。

大阪府トップページ ⇒ 環境・リサイクル
 ⇒ 水環境・水質汚濁
 ⇒ 大阪湾と河川の環境保全
 ⇒ 水質総量削減
 ⇒ 第8次水質総量規制基準



「総量規制基準」のURL

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/osaka-wan/regulatorystandard8.html>

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

〔設置→変更〕前		指定項目の別							COD		※
業種その他の区分番号	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)					汚濁負荷量 (kg/日)			
	通常	最大	通常	最大	Qco	Qci	Qcj	通常	最大		
特定排水水	202イ	20.0	25.0	50	56	56			1.120	1.400	
	232(9)イ	30.0	30.0	2	2	2			0.060	0.060	
	合計			52	58	58			1.180	1.460	
特定外排水水	種類及び用途	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)		/			
	間接冷却水	3.6	4.0	5	5	0.018	0.020				
	合計			5	5	0.018	0.020				
その他事項 のな項 他る 参べ 考き	この記載例は日平均排水量が 50m ³ 以上と仮定して記載したものです。記載例の他の別紙・別図とは記載水量が異なりますのでご注意ください。記載例はT-N、T-Pについては省略しています。										

〔設置→変更〕後		指定項目の別							COD		※
業種その他の区分	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)					汚濁負荷量 (kg/日)			
	通常	最大	通常	最大	Qco	Qci	Qcj	通常	最大		
特定排水水	201	20.0	25.0	30	32			32	0.640	0.800	
	202イ	20.0	25.0	20	24	24			0.480	0.600	
	232(9)イ	30.0	30.0	2	2	2			0.060	0.060	
	合計			52	58	26		32	1.180	1.460	
特定外排水水	種類及び用途	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)		/			
	間接冷却水	3.6	4.0	5	5	0.018	0.020				
	合計			5	5	0.018	0.020				
その他事項 のな項 他る 参べ 考き											

- 備考 1 本紙の記載にあたっては、指定項目(化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量、りん含有量)ごとに作成すること。
 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 4 りん含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 5 ※印の欄には記載しないこと。

◎別紙6の記載方法

設置届出及び使用届出の場合は、〔設置・変更〕後（別紙の下側）の欄にのみ記載します。

構造等変更届出の場合は、〔設置・変更〕前の欄（別紙の上側）に前回届け出た内容を、〔設置・変更〕後の欄（別紙の下側）に変更後の内容を記載します。

内海法・水濁法・府条例 共通

用水及び排水の系統	<ul style="list-style-type: none">・工場・事業場全体の用水及び排水の全系統を記載すること。記入スペースが不足する場合は、別図を作成・工場・事業場全体の用排水の収支が合うように、また別紙2～5に記載されている水量と一致するように記載（添加薬剤、消失水があれば明記すること）・有害物質に係る用水及び排水については、色分けする等、他の排水等と識別できるように記載
用途別用水量（通常）	用途別（作業用水、生活用水等）に、用水の種類（上水道、工業用水、地下水等）、1日当たりの通常の使用量を記載

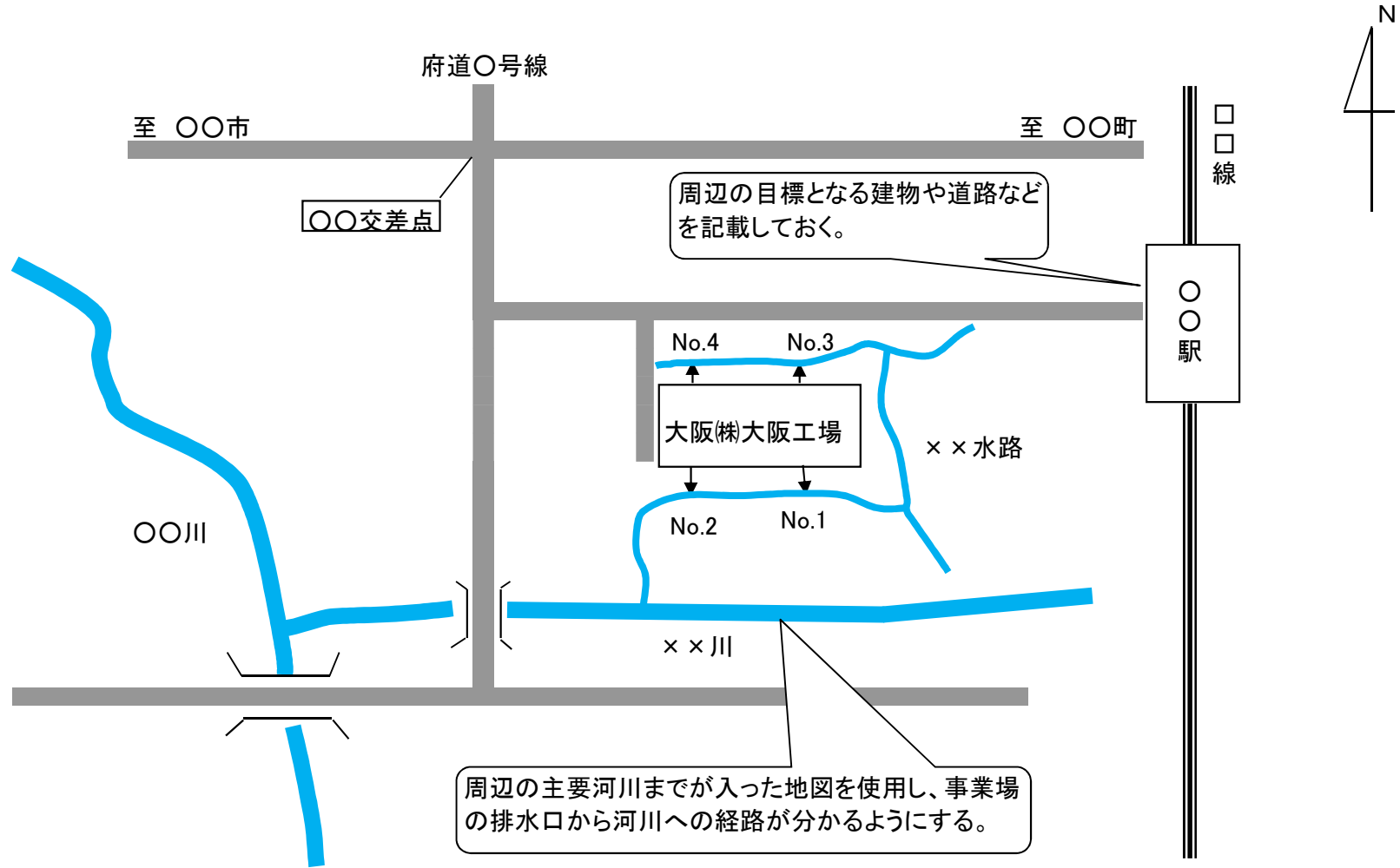
別紙 6

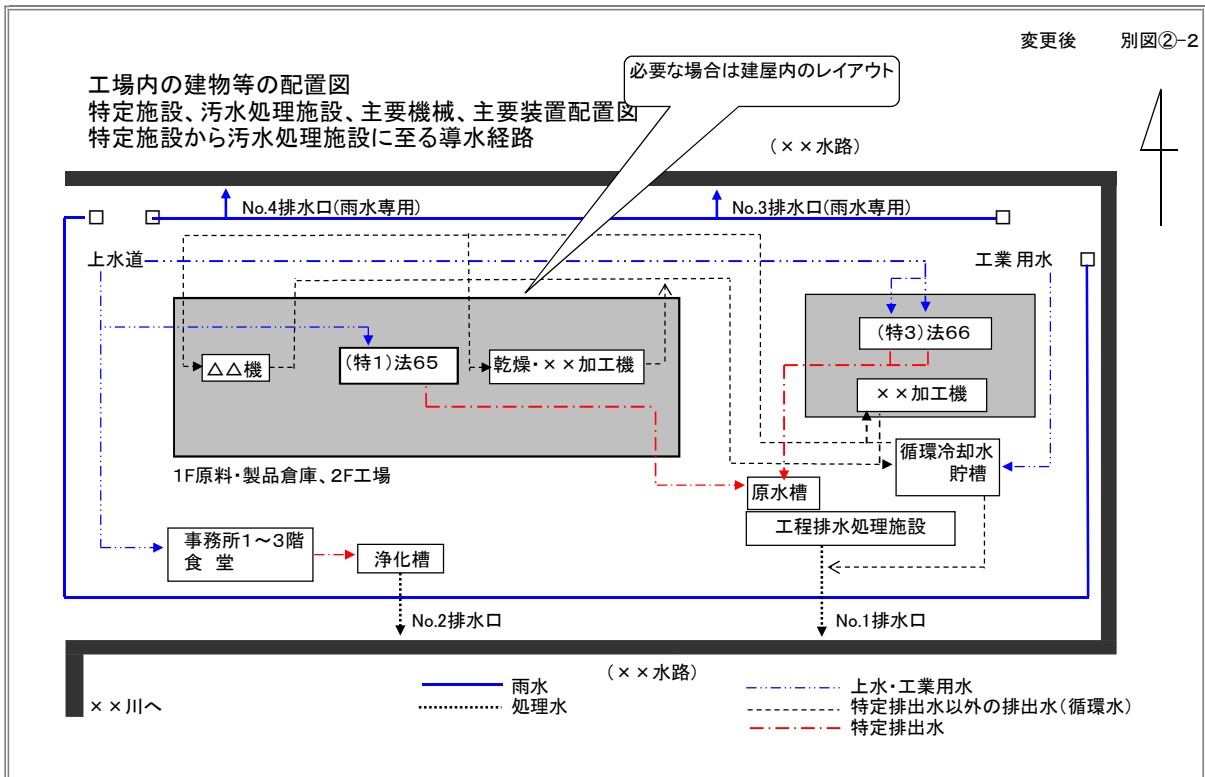
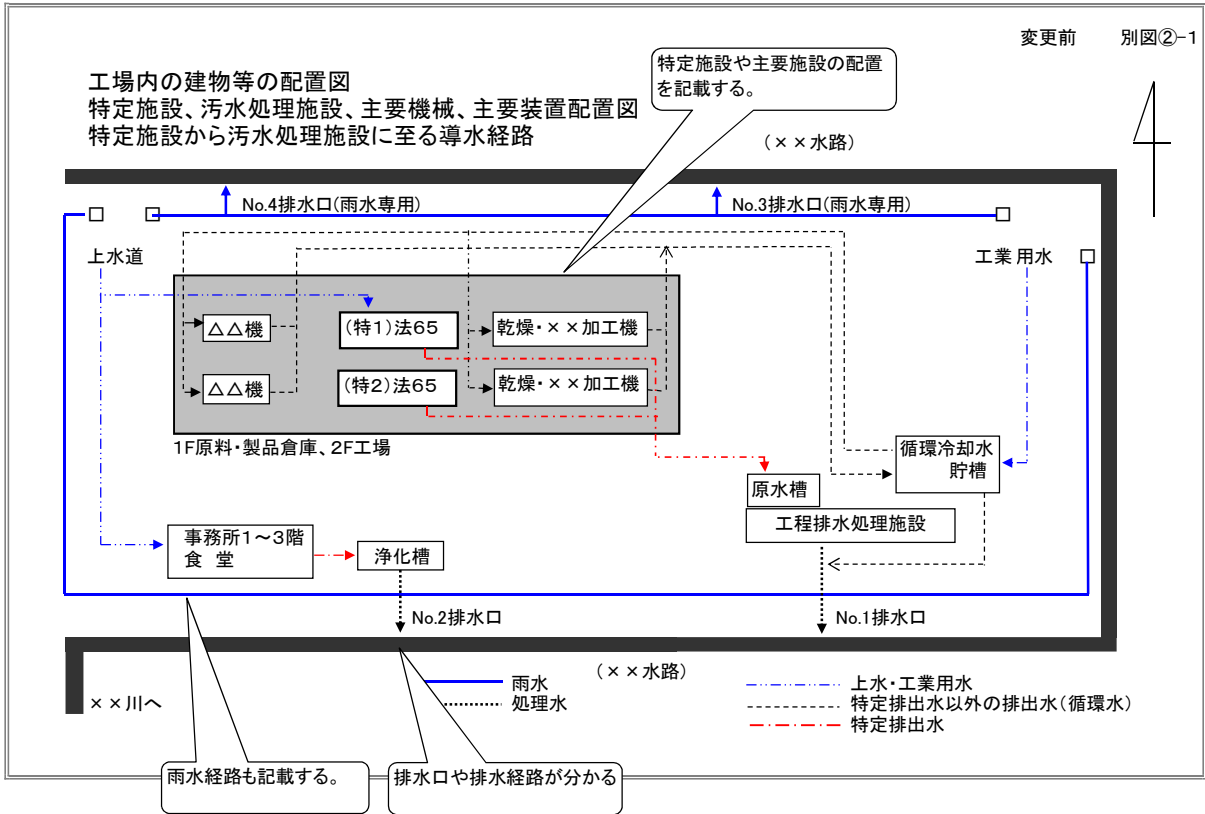
用 水 及 び 排 水 の 系 統

用水及び排水の系統	{設置・変更}前			
	別図 ③-1 のとおり			
用水及び排水の系統	{設置・変更}後			
	別図 ③-2 のとおり			
用 途 別 用水使用量	用 途	使 用 水	用水使用量 (m ³ /日)	
			変更前	変更後
	事務所・食堂用水	上水道	2	2
	作業用水	上水道	30	30
	間接冷却水補給分	工業用水	5	5
	合 計		37	37

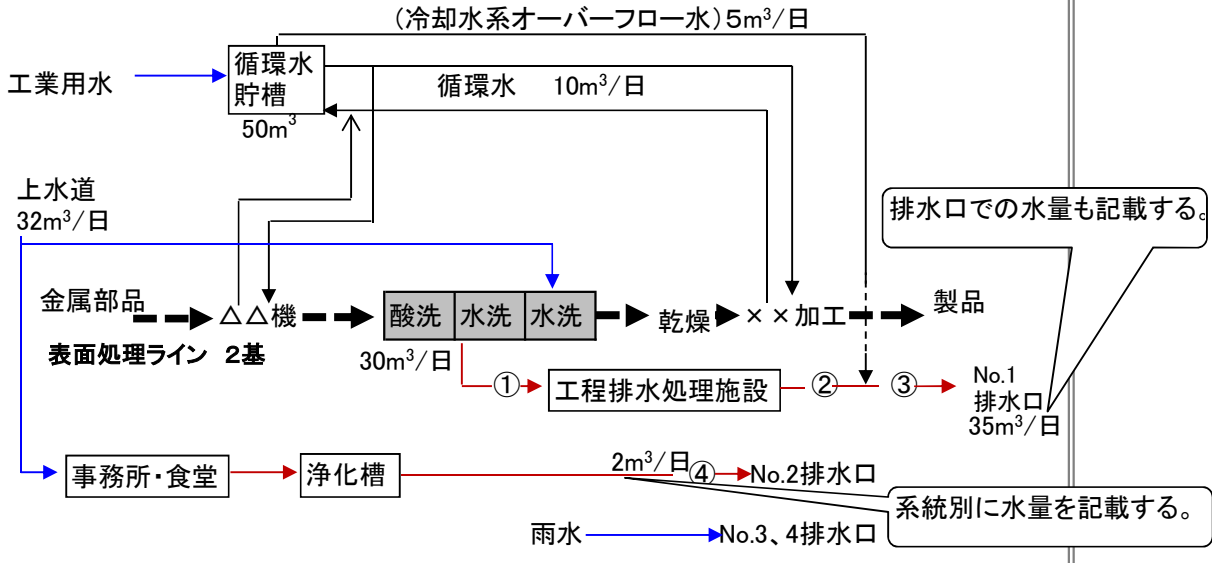
別図①

工場付近の見取り図

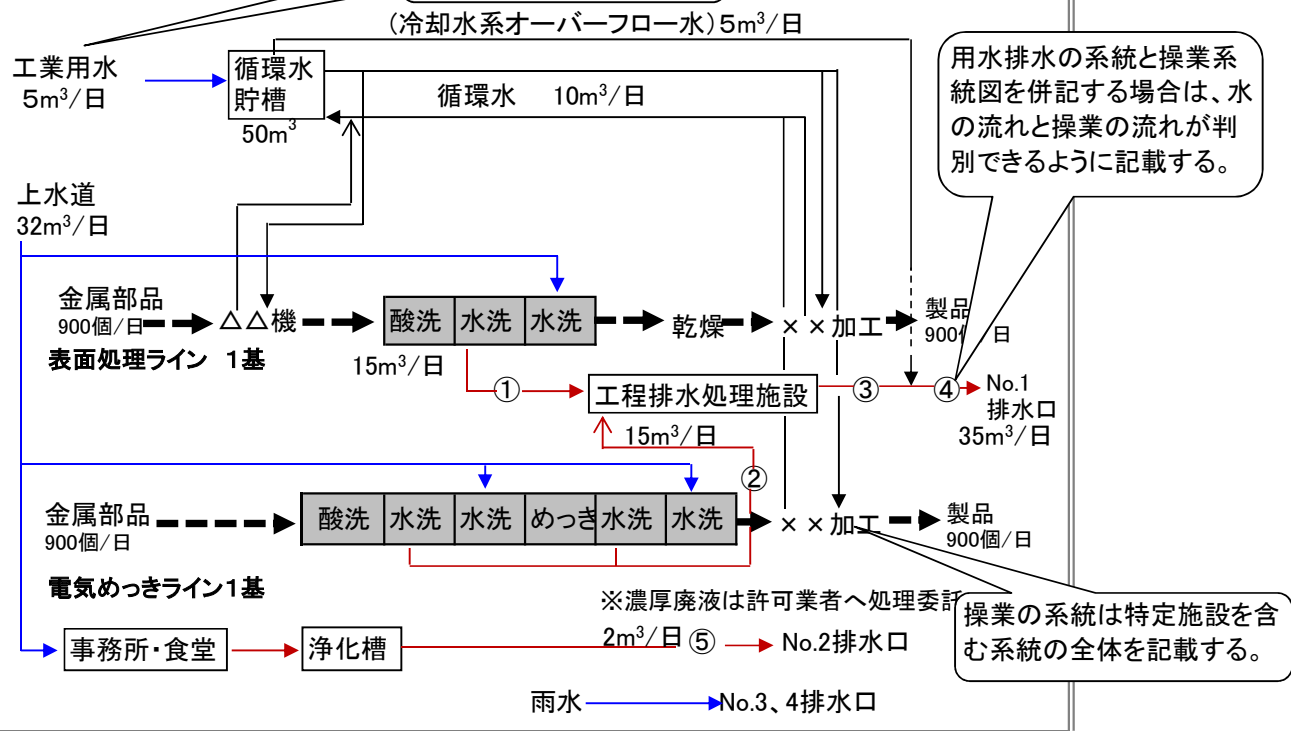




特定施設を含む操業系統図
用水及び排水の系統図



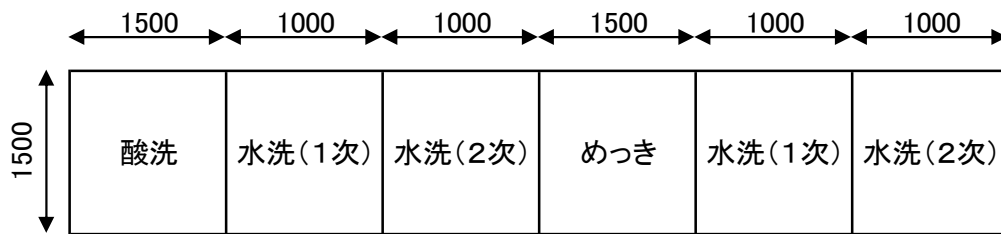
特定施設を含む操業系統図
上水、工業用水、地下水な
どを分けて水量を記載する。



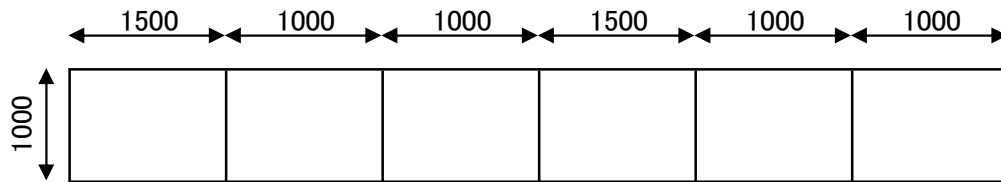
■…特定施設

別図⑤-1

特定施設の構造図
(特3) 電気めっき施設 (単位mm)



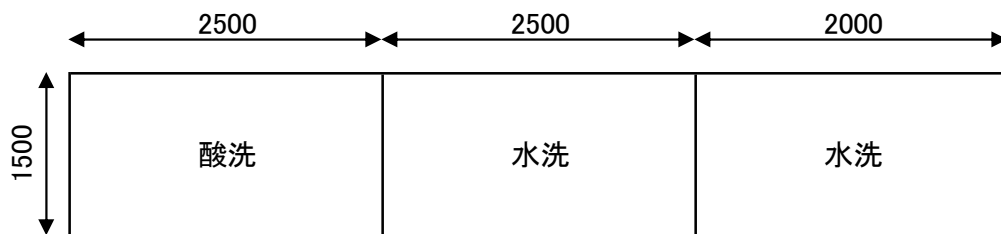
平面図



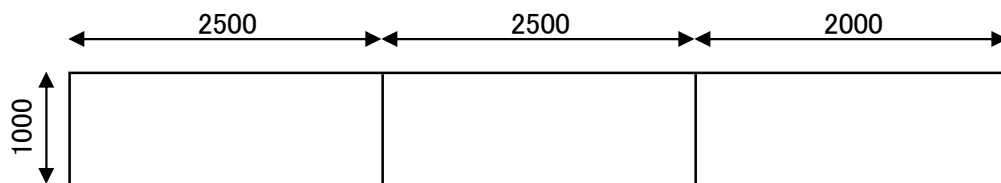
立面図

別図⑤-2

特定(届出)施設の構造図
(特1) 酸又はアルカリによる表面処理施設 (単位mm)



平面図



立面図

別図⑥ 有害物質使用特定施設等の床面・周囲の構造概要図

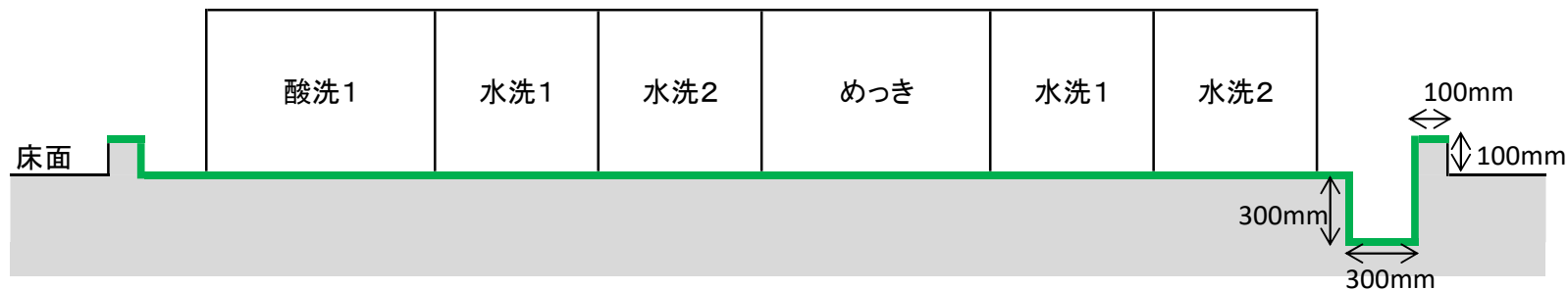
特3 66号電気めっき施設の床面周囲の構造

- ・床面:コンクリート500mm+FRP塗布
- ・周囲:コンクリート+FRP塗布立上げ(100mm)で囲んでいる。
- ・床面に排水ピット(□300×H300mm)があり、漏えい時は排水ピットに集水され排水処理施設へ送水される。

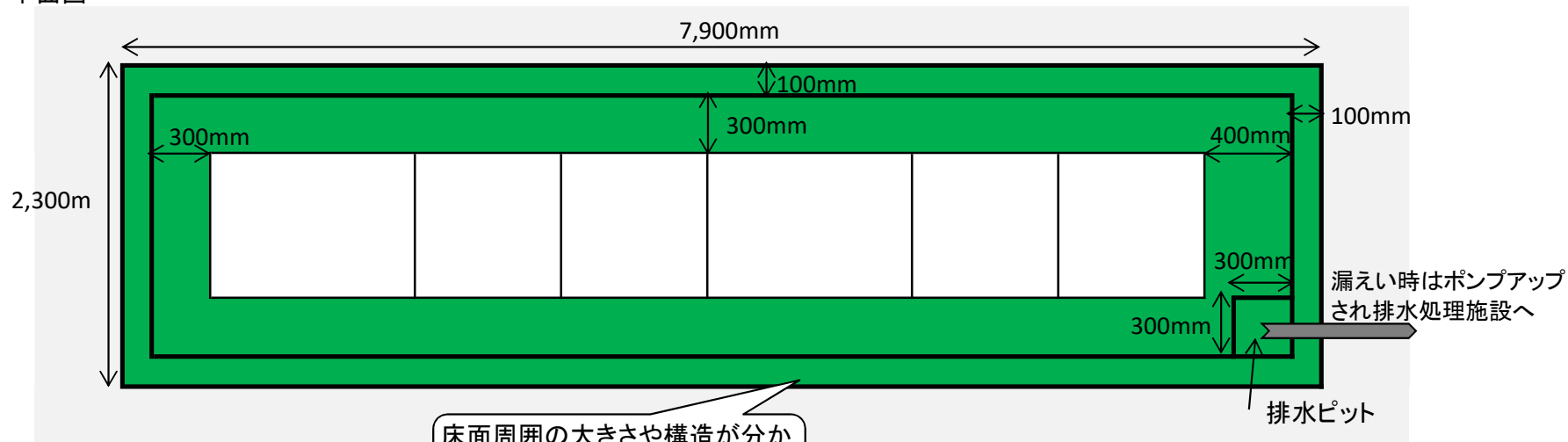
コンクリートの厚みや、表面に耐酸性塗料を塗布する場合はカタログなどを添付する。

漏えい時にどのような経路で送水されるかを記載する。

立面図

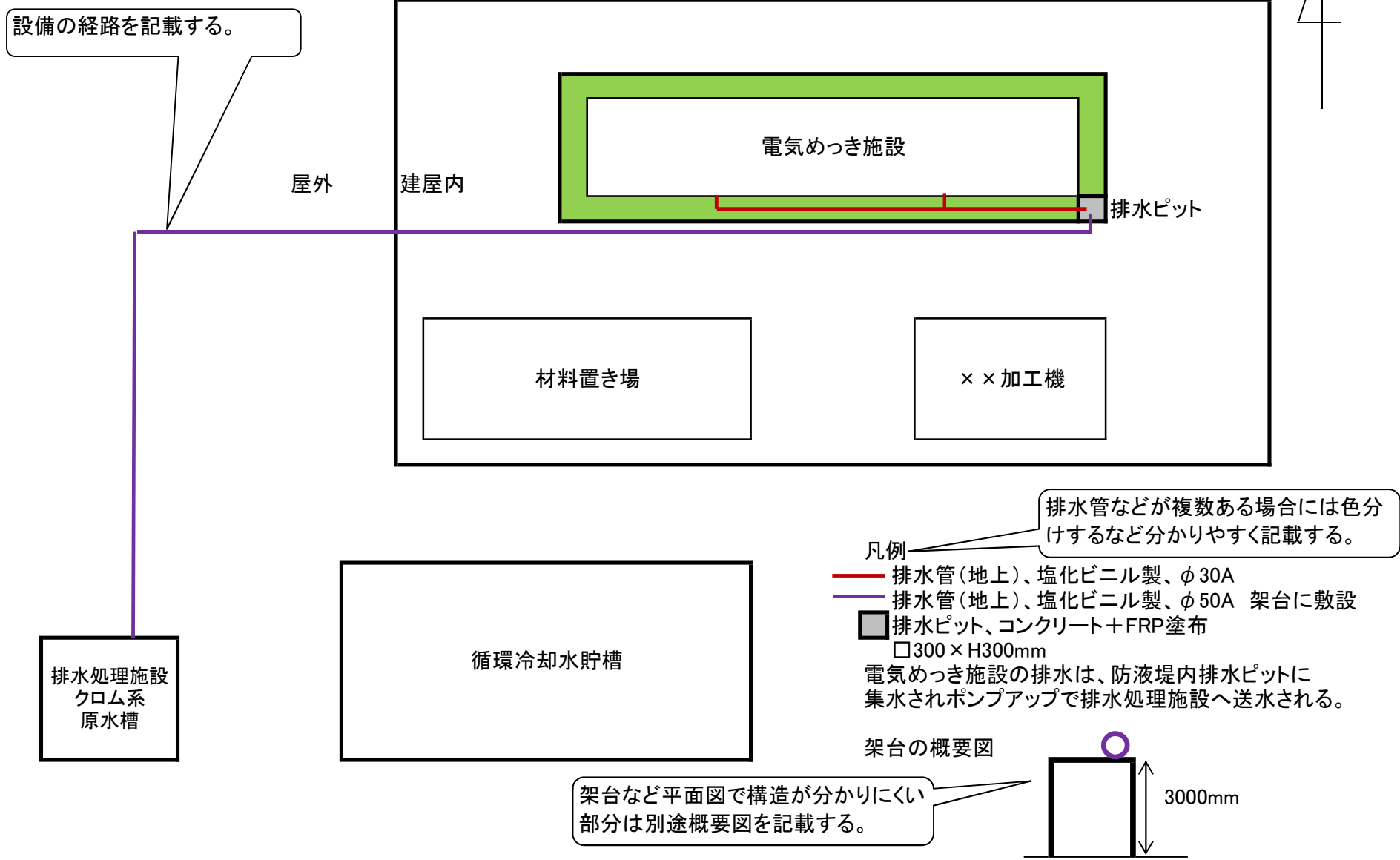


平面図



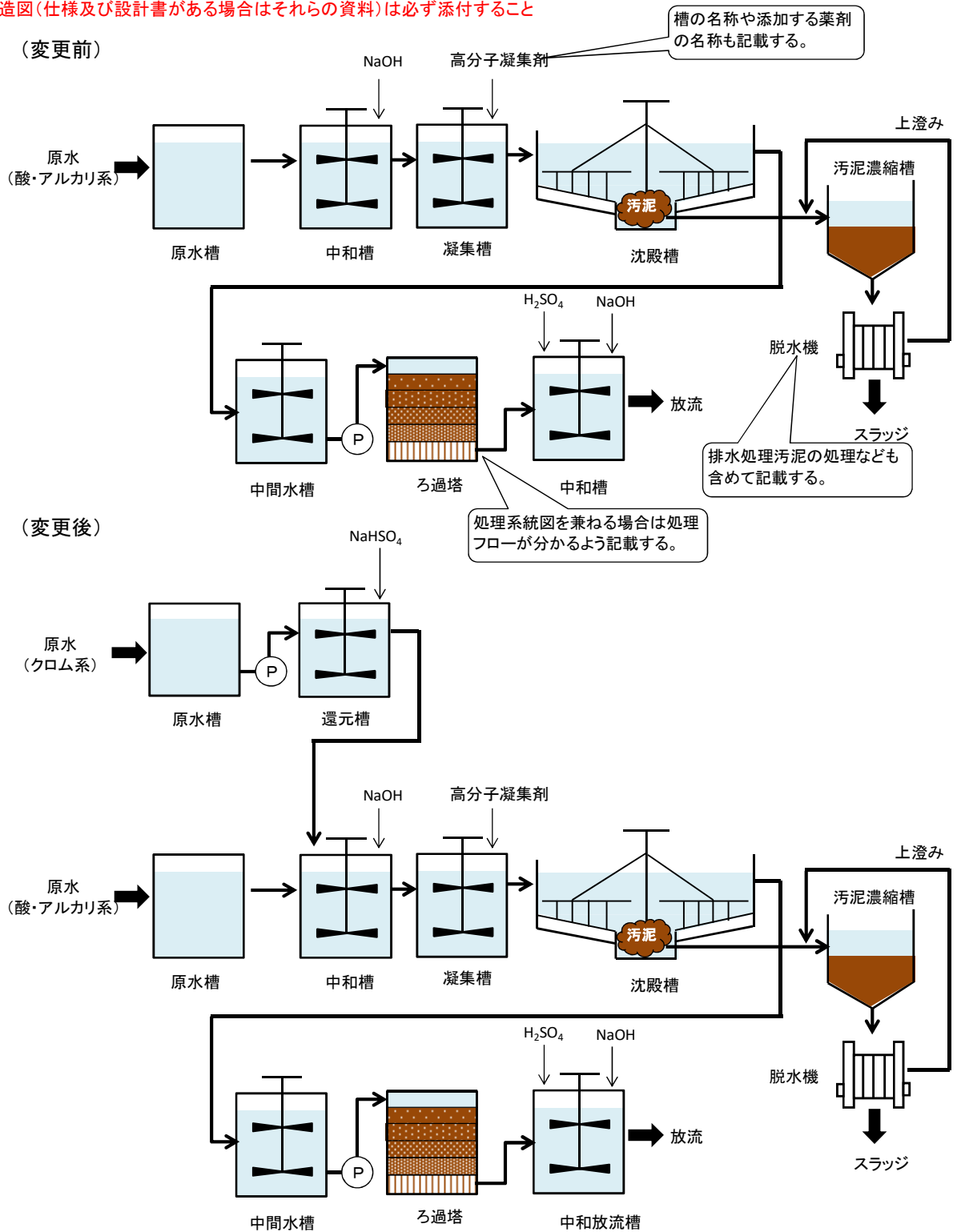
床面周囲の大きさや構造が分かるように図面を添付する。

別図⑦ 有害物質使用特定施設等の設備の構造概要図

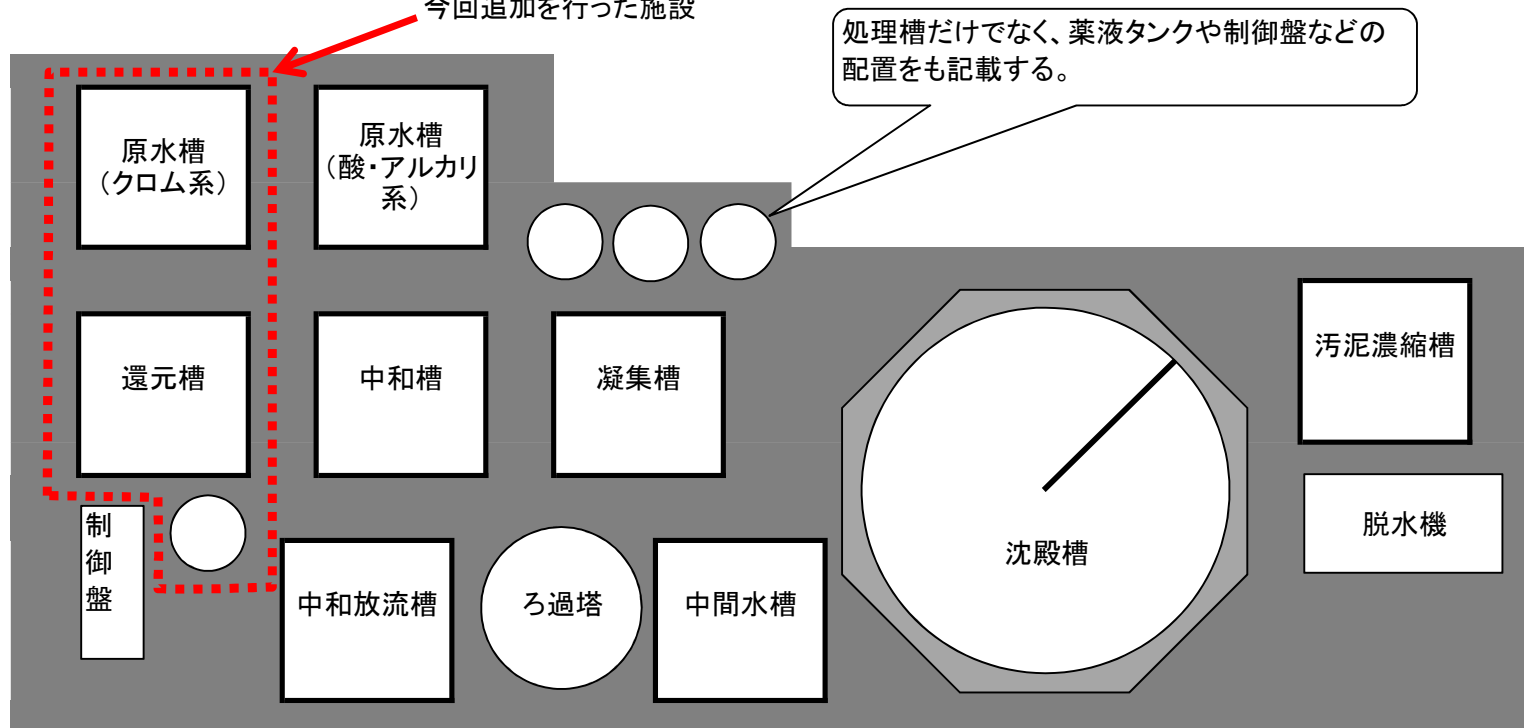


別図⑧ 汚水処理施設の構造概要図

(注) 構造図(仕様及び設計書がある場合はそれらの資料)は必ず添付すること



別図⑨ 汚水処理施設の構造概要図
 今回追加を行った施設



槽ごとの大きさや材質が分かるように整理する。

	構造又は型式	槽の容積等	備考
原水槽 (酸・アルカリ系)	鉄筋コンクリート製	$\Delta\Delta m^3$	
原水槽 (クロム系)	FRP製	$\Delta\Delta m^3$	今回追加
還元槽	鉄鋼+FRP製	$\Delta\Delta m^3$	今回追加
中和槽	鉄鋼+FRP製	$\Delta\Delta m^3$	
凝集槽	鉄鋼製	$\Delta\Delta m^3$	
沈殿槽	鉄筋コンクリート製	$\Delta\Delta m^3$	
中間水槽	鉄鋼製	$\Delta\Delta m^3$	
ろ過塔	鉄鋼製	ろ過面積 Δm^2	
		活性炭容量 Δm^3	
中和放流槽	鉄筋コンクリート製		
汚泥濃縮槽	鉄筋コンクリート製	$\Delta\Delta m^3$	
脱水機	フィルタープレス	ろ過面積 Δm^2	

別表①-1 変更前

地点(施設)		特1、特2 処理前		処理後		No.1 排水口		No.2 排水口		No.3,4 排水口			
地点番号		①		②		③		④		-			
項目	単位	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
排水量	m ³ /日	30	36	30	36	35	41	2	2	0	0		
pH	(-)	11	12	7	6~8	7	6~8	7	6~8				
BOD	mg/L	80	90	15	25	13	20	20	20				
COD	mg/L	80	90	20	25	18	25	30	30				
SS	mg/L	100	110	20	30	18	30	30	30				
T-N	mg/L	50	60	3	4	3	4	30	30				
T-P	mg/L	3	5	0.8	1	0.8	1	1	1				
n-Hex	mg/L	50	65	2	5	2	5	5	5				
E-coli	個/cm ³	-	-	-	-	-	-	ND	ND				
アンモニア等	mg/L	50	60	3	4	3	4	30	30	ND	ND		
備考		水量は 2基合計								雨水専用			

有害物質に係る項目については、雨水排水口についても記載する。(検出されない場合はN.D.と記載する。)

別表①-2 変更後

地点(施設)		排水(特1)		排水(特3)		処理後		No.1排水口		No.2排水口		No.3,4 排水口	
地点番号		①		②		③		④		⑤		-	
項目	単位	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
排水量	m ³ /日	15	18	15	18	30	36	35	41	2	2	0	0
pH		11	12	5	4	7	6~8	7	6~8	7	6~8		
BOD	mg/L	80	90	3	5	15	25	13	20	20	20		
COD	mg/L	80	90	3	5	20	25	18	25	30	30		
SS	mg/L	100	110	5	7	20	30	18	30	30	30		
T-N	mg/L	50	60	100	110	3	4	3	4	30	30		
T-P	mg/L	3	5	3	5	0.8	1	0.8	1	1	1		
n-Hex	mg/L	50	65	5	7	2	5	2	5	5	5		
E-coli	個/cm ³	-	-	-	-	-	-	-	-	ND	ND		
アンモニア等	mg/L	50	60	100	110	3	4	3	4	30	30	ND	ND
Cr ⁶⁺	mg/L	-	-	80	90	0.3	0.4	0.3	0.4	ND	ND	ND	ND
T-Cr	mg/L	-	-	90	100	0.4	0.5	0.4	0.5	-	-		
備考		その他排水 処理前		クロム系排 水処理前								雨水専用	

特定施設の構造と使用の方法

工場又は事業場における施設番号	(特1)		
特定施設号番号及び名称	65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設		
型式、構造、主要寸法	××社製連続式AB型 鉄板製ビニールライニング 縦7m×横1.5m×高さ1m 別図⑤-2	過去の届出書の別紙1や別紙2に記載された情報を記載する。	
能力	金属部品900個/日		
配置	別図 ②-2 のとおり	別図のとおり	別図のとおり
使用開始年月日	△年△月△日	年 月 日	年 月 日
操業の系統	別図 ③-2 のとおり	別図のとおり	別図のとおり
汚水等の汚染状態	通常 最大	通常 最大	通常 最大
種類・項目	別表 ①-2 のとおり	別表のとおり	別表のとおり
汚水等の量 (m ³ /日)			
その他参考となるべき事項	既設 1基 有害物質の使用あり 建屋内2Fに設置		

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

提出日： ○年○月○日

事業場名：大阪株式会社○○工場

所在地：○○市○○町○丁目○番○号

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設に係る
構造等に関する基準等一覧

施設番号	(特3)			(特1)					
	66号 電気めっき施設			65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設					
施設の種類	硝酸、六価クロム			硝酸					
取扱う有害物質	硝酸、六価クロム			硝酸					
対 象	構造 基準	区 分	定期点検 の頻度	構造 基準	区 分	定期点検 の頻度	構造 基準	区 分	定期点検 の頻度
床面及び周囲	A	1	年1回以上	A	3	月1回以上			
施設本体 (地下貯蔵施設を除く)	/	/	年1回以上	/	/	年1回以上			
配管等 (地上配管)	—	—	—	—	—	—			
配管等 (地下配管)	—	—	—	—	—	—			
排水溝等	A	2	年1回以上	A	1	年1回以上			
地下貯蔵施設	—	—	—	—	—	—			
使用の方法	A	1	年1回以上	A	1	年1回以上			

届出されている工場又は事業場における施設番号を記載してください。

有害物質 (⇒資料編 P.11 資料5に示す有害物質) の中から記載してください。

実際に行う定期点検の頻度を記載してください。

排水管(地上)、排水管(地下)、排水ピット等は、排水溝等に含まれます。

対象がない又は対象とならない場合は「—」を記載してください。

「使用の方法」では、施設に係る管理要領を定める必要があります。

施設番号									
	66号 電気めっき施設			65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設					
施設の種類	硝酸、六価クロム			硝酸					
取扱う有害物質	硝酸、六価クロム			硝酸					
対 象	構造 基準	区 分	定期点検 の頻度	構造 基準	区 分	定期点検 の頻度	構造 基準	区 分	定期点検 の頻度
床面及び周囲									
施設本体 (地下貯蔵施設を除く)	/	/		/	/		/	/	
配管等 (地上配管)									
配管等 (地下配管)									
排水溝等									
地下貯蔵施設									
使用の方法									

早見表 (⇒資料編 P.79 資料8) を参照して、構造基準の欄には A, B の別を、区分の欄には数字を記載してください。

注1) 記入にあたっては「水質汚濁防止法関係法令のしおり資料編」を参照して、対象毎に構造基準の欄にはA, B, Cの別を、区分の欄には数字を記載してください。また、定期点検の頻度の欄には、実際に予定している定期点検の頻度を記載してください。

注2) 既設施設については、平成27年6月1日以降はA又はB基準に適合させる必要があります。
(使用の方法についての管理要領を定めることを含みます)

申請届出の記載要領及び記載例②

届出書・申請書の記載方法を記載例と合わせて掲載します。

例2 有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置届出

根拠条文：水濁法第5条第3項（設置届出）

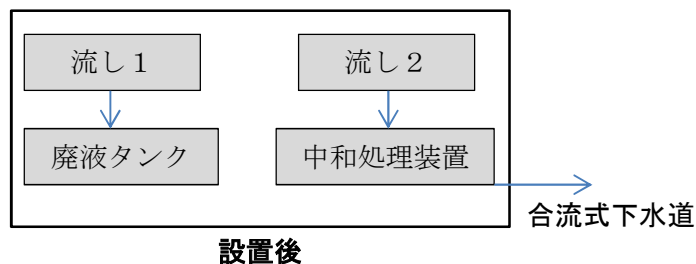
特定施設の種類等：71号の2イ 洗浄施設（有害物質の使用あり）

有害物質貯蔵指定施設（有害物質の使用あり）

最大排水量：0m³/日（合流式下水道に接続し、雨水も含め下水道へ放流される）

<届出の概要>

新たに71号の2イ洗浄施設2基（流し1、2）、有害物質貯蔵指定施設1基（廃液タンク）を設置する。金属分析を主とする試験研究機関である。試験排水は有害物質を含むものは有害物質貯蔵指定施設である廃液タンクに貯蔵し産業廃棄物として処理し、その他試験排水は中和処理し下水道へ放流される。生活排水、雨水も下水道へ放流される。



書類	作成する内容
表紙	様式1 水濁法の設置届出
別紙12	有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造
別紙13	有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備
別紙14	有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法
別紙15	用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

添付図面等	概要
別図①	工場付近の見取り図
別図②-1（1F）、 ②-2（2F）	工場内の建物等の配置図 有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設、污水处理施設、主要機械配置図
別図③-1、③-2	有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設を含む操業系統図 用水及び排水、搬入及び搬出の系統図
別図⑤-1、⑤-2	有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の構造図
別図⑥	有害物質使用特定施設等の床面・周囲の構造概要図
別図⑦	有害物質使用特定施設等の設備の構造概要図

添付図面の番号は、記載要領の（1）申請・届出書の構成に合わせて記載しています。

◎ **水濁法の様式第 1**
内海法の様式第 1、2
府条例の様式第 9、10、11 } **の記載方法**

内海法・水濁法・府条例 共通

届 出 年 月 日	所在地市町村の環境・公害担当課に提出する日付を記載
宛 名	各申請・届出の相談窓口（P.9参照）が、 大阪府事業所指導課の場合：大阪府知事 大阪府泉州農と緑の総合事務所環境指導課の場合：大阪府泉州農と緑の総合事務所長 その他の市役所の場合：各市長
届出者の住所及び氏名	届出者が法人である場合、代表権を有している者（代表取締役等）を届出者とする事 〔代表権を有しない者（工場長など）が届出者になる場合、水質〕 汚濁防止法に係る届出行為に関する委任状を添付すること
届 出 者 の 印	届出者の印（法人の場合は代表者印、委任状を添付する場合は代理人の印）を正本・写しそれぞれに押印すること
工場又は事業場の名称	工場又は事業場の名称を記載
工場又は事業場の所在地	工場又は事業場の所在地を記載

内海法の場合のみ

特 定 施 設 の 種 類	水濁法施行令別表第 1 に掲げる特定施設（資料編 P.2資料 2 参照）の号番号及び名称を記載
有害物質使用特定施設の該 当 の 有 無	該当するものの□にレ印を記入すること

水濁法の場合のみ

第 5 条第 1 項関係・・・公共用水域に排水を排出している工場・事業場において、特定施設・有害物質使用特定施設の届出をしようとするとき	
特 定 施 設 の 種 類	水濁法施行令別表第 1 に掲げる特定施設（資料編 P.2参照）の号番号及び名称を記載
有害物質使用特定施設の該 当 の 有 無	該当するものの□にレ印を記入すること
第 5 条第 3 項関係・・・有害物質貯蔵指定施設の届出をしようとするとき及び公共用水域に水（雨水を含む）を排出しない工場・事業場において有害物質使用特定施設の届出をしようとするとき	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設のうち該当するものの□にレ印を記入すること

様式第1(第3条関係)(表面)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書

○年○月○日

大阪府知事様

住所 ○市○町○丁目○番○号
 届出者 大阪分析センター株式会社
 氏名 代表取締役 大阪太郎 印

届出に關係の無い項目は抹消線を記載

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		大阪分析センター株式会社 (電話番号 ○○○-○○○-○○○)	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		(郵便番号 ○○○-○○○) ○市○町○丁目○番○号	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類の欄		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり	※備考	
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る)	別紙1の2のとおり		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり		
有害物質使用特定施設の種類の欄				
第5条第2項関係	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり	(大阪府)	(市町村)
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称(指定地域特定施設にあつては、名称)を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

◎別紙12の記載方法（水濁法のみ（内海法・府条例には、） これに相当する別紙はありません。）

設置届出及び使用届出の場合は、〔設置・変更〕後（別紙の右側）の欄にのみ記載します。

構造等変更届出の場合は、〔設置・変更〕前の欄（別紙の左側）に前回届け出た内容を、〔設置・変更〕後の欄（別紙の右側）に変更後の内容を記載します。変更に伴い廃止される場合は、〔設置・変更〕前の欄（別紙の左側）の欄のみ記載します。

※この別紙は、施設ごとに記載すること。同型の施設の場合は複数台分をまとめてもよい。

工場又は事業場における施設番号	<ul style="list-style-type: none"> 添付図面と対応するように工場内における番号を記載 個別に施設を特定できるよう、施設ごとに番号を振ること 								
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<ul style="list-style-type: none"> 「有害物質使用特定施設」又は「有害物質貯蔵指定施設」のいずれに該当するかを記載 有害物質使用特定施設の場合は、水濁法施行令別表第1に掲げる特定施設（資料編P.2資料2参照）の号番号及び名称を記載 								
型式	施設本体の製造元並びに型式・型番等を記載								
構造	施設本体の構成材料等を記載								
主要寸法	施設本体の縦、横、高さの主要寸法及び単位を記載し構造図を添付								
能力	<ul style="list-style-type: none"> ●有害物質使用特定施設の場合 原則として、1施設を1日の操業において最大の使用状態で使用した場合の能力を記載 ●有害物質貯蔵指定施設の場合 貯蔵量等を記載 								
配置	<ul style="list-style-type: none"> 別図（工場内の配置図）において、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を示すこと。 地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。 								
床面及び周囲	当該施設の床面及び周囲の構造等を記載（材質・寸法等を記載し、図面等を添付）								
設置年月日	<ul style="list-style-type: none"> 使用届出の場合は、その届出に係る施設が設置された年月日を記載 変更届出の場合は、当初の設置年月日を記載 								
工事着手予定年月日	設置又は変更届出の場合は、その届出に係る施設の予定年月日を記載。工事着手予定年月日は、届出日の翌日から起算して61日目以降とするか、「受理された日から61日後」などと記載。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施制限期間の短縮※を望む場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事着手予定年月日</td> <td>期間短縮願承認後</td> </tr> <tr> <td>工事完成予定年月日</td> <td>着工日の○日後</td> </tr> <tr> <td>使用開始予定年月日</td> <td>完成日の○日後</td> </tr> </tbody> </table>	実施制限期間の短縮※を望む場合		工事着手予定年月日	期間短縮願承認後	工事完成予定年月日	着工日の○日後	使用開始予定年月日	完成日の○日後
実施制限期間の短縮※を望む場合									
工事着手予定年月日		期間短縮願承認後							
工事完成予定年月日		着工日の○日後							
使用開始予定年月日	完成日の○日後								
工事完成予定年月日									
使用開始予定年月日									
その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 同様の施設を同時に複数設置（変更）する場合には、その施設数を記載 新設等の別、変更の要点、廃液の処分方法を記載 								

※実施制限期間の短縮については資料編 P.78 期間短縮願いについて参照。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

	(設置・変更)前	(設置・変更)後
工場又は事業場における施設番号		流し1~2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		有害物質使用特定施設 (71号の2イ 洗浄施設)
型式		××社製 ●○型
構造		鉄鋼・木・樹脂製
主要寸法		W1600×D1200×H900mm 別図 ④-1 のとおり
能力		器具洗浄用
配置		別図 ②-2 のとおり
床面及び周囲		別図 ⑤-1 のとおり 床面:コンクリート製、樹脂シート ウエスを設置して、漏洩時にはふき取る。
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	○年 ○月 ○日
工事完成予定年月日	年 月 日	○年 ○月 ○日
使用開始予定年月日	年 月 日	○年 ○月 ○日
その他参考となるべき事項		2基設置(建屋2Fに設置) 流し1で有害物質を使用した容器を洗浄。 流し2は有害物質の付着した容器を洗浄しない。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

	(設置・変更)前	(設置・変更)後
工場又は事業場における施設番号		廃液タンク
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		有害物質貯蔵指定施設
型式		円筒密閉型
構造		FRP製
主要寸法		直径1.2m×高さ2.0m 別図 ⑤ のとおり
能力		貯蔵量:2.26m ³
配置		別図 ②-1 のとおり
床面及び周囲		別図 ⑥ のとおり 床面:厚さ200mmコンクリート製 (FRP塗布) 周囲:防液堤 幅2.0m×奥行1.6m ×高さ0.8m(容量2.56m ³)
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	○年 ○月 ○日
工事完成予定年月日	年 月 日	○年 ○月 ○日
使用開始予定年月日	年 月 日	○年 ○月 ○日
その他参考となるべき事項		1基設置

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

◎別紙13の記載方法（水濁法のみ（内海法・府条例には、） これに相当する別紙はありません。）

設置届出及び使用届出の場合は、〔設置・変更〕後（別紙の右側）の欄にのみ記載します。
構造等変更届出の場合は、〔設置・変更〕前の欄（別紙の左側）に前回届け出た内容を、〔設置・変更〕後の欄（別紙の右側）に変更後の内容を記載します。変更に伴い廃止される場合は、〔設置・変更〕前の欄（別紙の左側）の欄のみ記載します。

※この別紙は、施設ごとに記載すること。同型の施設の場合は複数台分をまとめてもよい。

工場又は事業場における 施 設 番 号	<ul style="list-style-type: none"> ・添付図面と対応するように工場内における番号を記載 ・個別に施設を特定できるよう、施設ごとに番号を振ること（別紙12の記載内容と同じ）
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<ul style="list-style-type: none"> ・「有害物質使用特定施設」又は「有害物質貯蔵指定施設」のいずれに該当するかを記載 ・有害物質使用特定施設の場合は、水濁法施行令別表第1に掲げる特定施設（資料編 P.2資料2参照）の号番号及び名称を記載（別紙12の記載内容と同じ）
設 備	配管（地上）、配管（地下）、排水溝など当該施設に付帯する設備の名称を記載。複数ある場合は列挙する。
構 造	<ul style="list-style-type: none"> ・上記設備の構成材料等を記載 ・検知設備を有する場合には、その旨を記載 ・配管をトレンチ内に設置する場合はトレンチの構造についても記載 ・耐酸塗料などを塗布している場合は、その旨を記載し塗料のカタログ等を添付
主 要 寸 法	<ul style="list-style-type: none"> ・配管や排水管であれば口径 ・排水溝であれば幅と深さ ・排水ピット等であれば縦、横、深さの寸法を記載し構造図等も添付 単位も必ず記載
配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・別図（建物の名称・位置等及び有害物質使用特定施設を明記したもの）において、付帯する設備の配置がわかるように記載 ・地下に設置されている場合にはその旨を明示
設 置 年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・使用届出の場合は、その届出に係る施設の付帯設備が設置された年月日を記載 ・変更届出の場合は、現行設備の設置年月日を記載
工事着手予定年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・設置又は変更の届出の場合は、その届出に係る施設の付帯設備の予定年月日を記載 ・工事着手予定年月日は、届出日の翌日から起算して61日目以降とするか、「受理された日から61日後」などと記載。
工事完成予定年月日	
使用開始予定年月日	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・付帯する設備（配管、排水溝）に有害物質を含む水が流れない場合には、その部分について構造等に関する基準が適用されないの旨を記載 ・有害物質を含む水が流れる経路が複数ある場合にはその旨を記載し、別図等に経路を明示

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

	(設置・変更)前	(設置・変更)後
工場又は事業場における施設番号		流し1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		有害物質使用特定施設 (71号の2イ 洗浄施設)
設備		排水管(地上)
構造		硬質塩化ビニル製
主要寸法		φ60A
配置		別図⑦のとおり
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	○年 ○月 ○日
工事完成予定年月日	年 月 日	○年 ○月 ○日
使用開始予定年月日	年 月 日	○年 ○月 ○日
その他参考となるべき事項		流し2は有害物質の付着した容器の洗浄を行わないので、排水経路は設備には該当しない。この運用については管理要領に記載し、従業員に徹底させる。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

	(設置・変更)前	(設置・変更)後
工場又は事業場における施設番号		廃液タンク
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		有害物質貯蔵指定施設
設備		配管(地上)
構造		・配管(地上):ステンレス製 ・施設本体 :液面レベル計
主要寸法		φ70mm
配置		別図⑦のとおり
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	○年 ○月 ○日
工事完成予定年月日	年 月 日	○年 ○月 ○日
使用開始予定年月日	年 月 日	○年 ○月 ○日
その他参考となるべき事項		廃液タンクからローリーへの搬出用配管である。 流し1⇒廃液タンクへの経路は、流し1の設備として扱う。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

◎別紙14の記載方法（水濁法のみ（内海法・府条例には、） これに相当する別紙はありません。）

設置届出及び使用届出の場合は、{設置・変更} 後（別紙の右側）の欄にのみ記載します。

構造等変更届出の場合は、{設置・変更} 前の欄（別紙の左側）に前回届け出た内容を、{設置・変更} 後の欄（別紙の右側）に変更後の内容を記載します。変更に伴い廃止される場合は、{設置・変更} 前の欄（別紙の左側）の欄のみ記載します。

※この別紙は、施設ごとに記載すること。同型の施設の場合は複数台分をまとめてもよい。

工場又は事業場における 施設番号	<ul style="list-style-type: none"> 添付図面と対応するように工場内における番号を記載 個別に施設を判断できるよう、施設ごとに番号を振ること（別紙12の記載内容と同じ）
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<ul style="list-style-type: none"> 「有害物質使用特定施設」又は「有害物質貯蔵指定施設」のいずれに該当するかを記載 有害物質使用特定施設の場合は、水濁法施行令別表第1に掲げる特定施設（資料編 P.2資料2参照）の号番号及び名称を記載（別紙12の記載内容と同じ）
設置場所	別図（工場内の配置図）において、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置がわかるように記載
操業の系統	当該施設を含む操業系統（フローシート）を別図等で添付
使用時間間隔	<ul style="list-style-type: none"> ●有害物質使用特定施設の場合 1日のうち、当該施設を使用する時間帯を記載 ●有害物質貯蔵指定施設の場合 有害物質を含む水を当該施設へ搬入する使用時間間隔及び当該施設から搬出する使用時間間隔をそれぞれ記載
1日当たりの使用時間	<ul style="list-style-type: none"> ●有害物質使用特定施設の場合 1日当たりの使用時間を記載 ●有害物質貯蔵指定施設の場合 有害物質を含む水を当該施設へ搬入する際の使用時間及び当該施設から搬出する際の使用時間をそれぞれ記載
使用の季節的変動	当該施設の使用時間、使用方法に季節的変動がある場合は、その概要を記載
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ●有害物質使用特定施設のみ 当該施設において使用する原料、薬品等（燃料を除く）の種類、使用方法、1日当たりの使用量を記載 当該施設において製造・使用・処理している有害物質（資料編P.11資料5に示す有害物質）について記載 製品名を記入する場合は、SDS（安全データシート）など成分が分かる資料を添付
貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ●有害物質貯蔵指定施設のみ 貯蔵する有害物質（資料編P.11資料5に示す有害物質）の種類を記載
その他参考となるべき事項	

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

	(設置・変更)前	(設置・変更)後
工場又は事業場における施設番号		流し1~2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		有害物質使用特定施設 (71号の2イ 洗浄施設)
設置場所		別図 ②-2 のとおり
操業の系統		別図 ③ のとおり
使用時間間隔		9時 ~ 17時まで
1日当たりの使用時間		連続(時間毎)8 時間/日
使用の季節的変動		特になし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)		カドミウム、シアン化合物、鉛 六価クロム化合物、砒素、水銀 各種標準液 1mL/日 硝酸 100mL
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		-
その他参考となるべき事項		金属系の分析を行っており、塩素系有機溶剤、PCB など他の有害物質に係るものは使用しない。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

	(設置・変更)前	(設置・変更)後
工場又は事業場における施設番号		廃液タンク
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		有害物質貯蔵指定施設
設置場所		別図 ②-1 のとおり
操業の系統		別図 ③ のとおり
使用時間間隔		9時 ~ 17時まで
1日当たりの使用時間		連続(時間毎)8 時間/日
使用の季節的変動		なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)		-
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		カドミウム、シアン化合物、鉛 六価クロム化合物、砒素、水銀、硝酸
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

◎別紙15の記載方法（水濁法のみ（内海法・府条例には、これに相当する別紙はありません。））

設置届出及び使用届出の場合は、〔設置・変更〕後（別紙の下側）の欄にのみ記載します。
 構造等変更届出の場合は、〔設置・変更〕前の欄（別紙の上側）に前回届け出た内容を、〔設置・変更〕後の欄（別紙の下側）に変更後の内容を記載します。

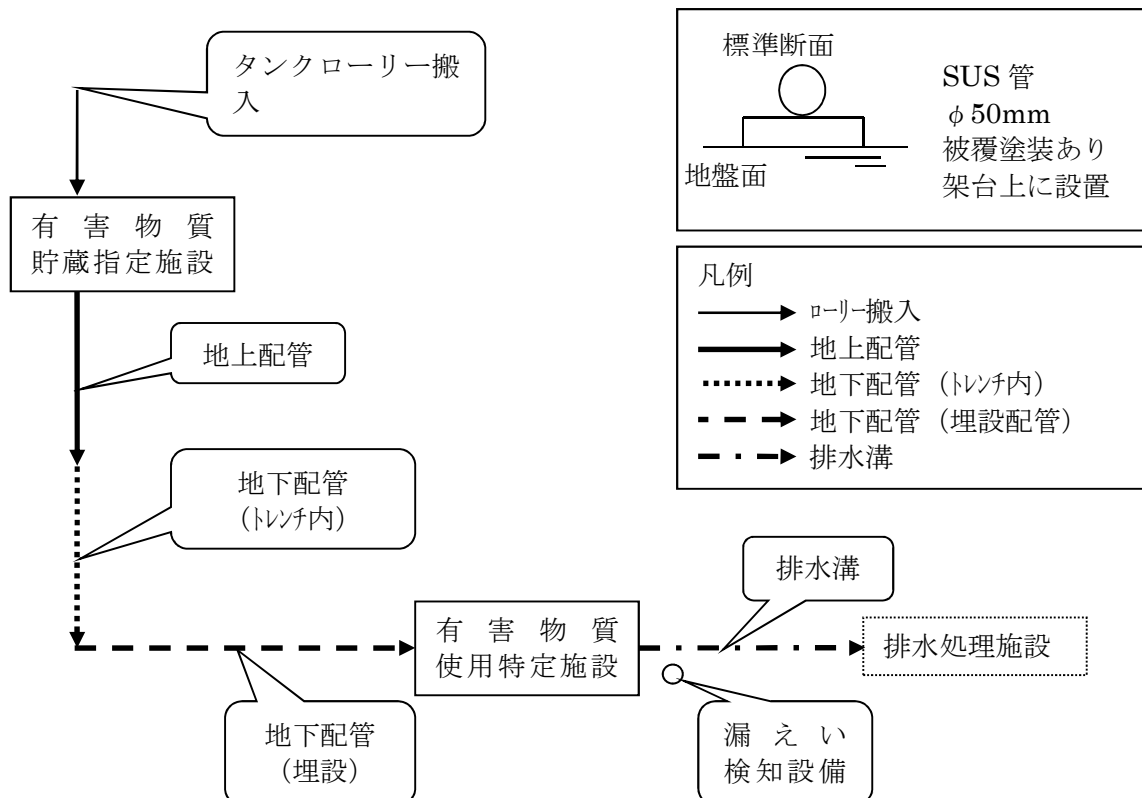
<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●有害物質使用特定施設の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・届出の前後の用水及び排水の系統図を記載 記入スペースが不足する場合は、別図を作成すること ・有害物質に係る用水及び排水については、色分けするなど、他の排水等と識別できるように記載 ●有害物質貯蔵指定施設の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設への、有害物質を含む水の搬出入の方法について記載
<p>用途別用水使用量（通常）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●有害物質使用特定施設のみ <ul style="list-style-type: none"> ・用途別（作業用水、生活用水等）に、用水の種類（上水道、工業用水、地下水等）、1日当たりの通常の使用量を記載

■有害物質に係る用水及び排水の系統並びに搬入及び搬出に関する図面について

有害物質を含む水がどのような設備（配管、排水溝）を通っているかが分かるように記載してください。

例

（ここでは模式的に示していますが、実際の届出では、平面図にできるかぎり正確に記載してください）



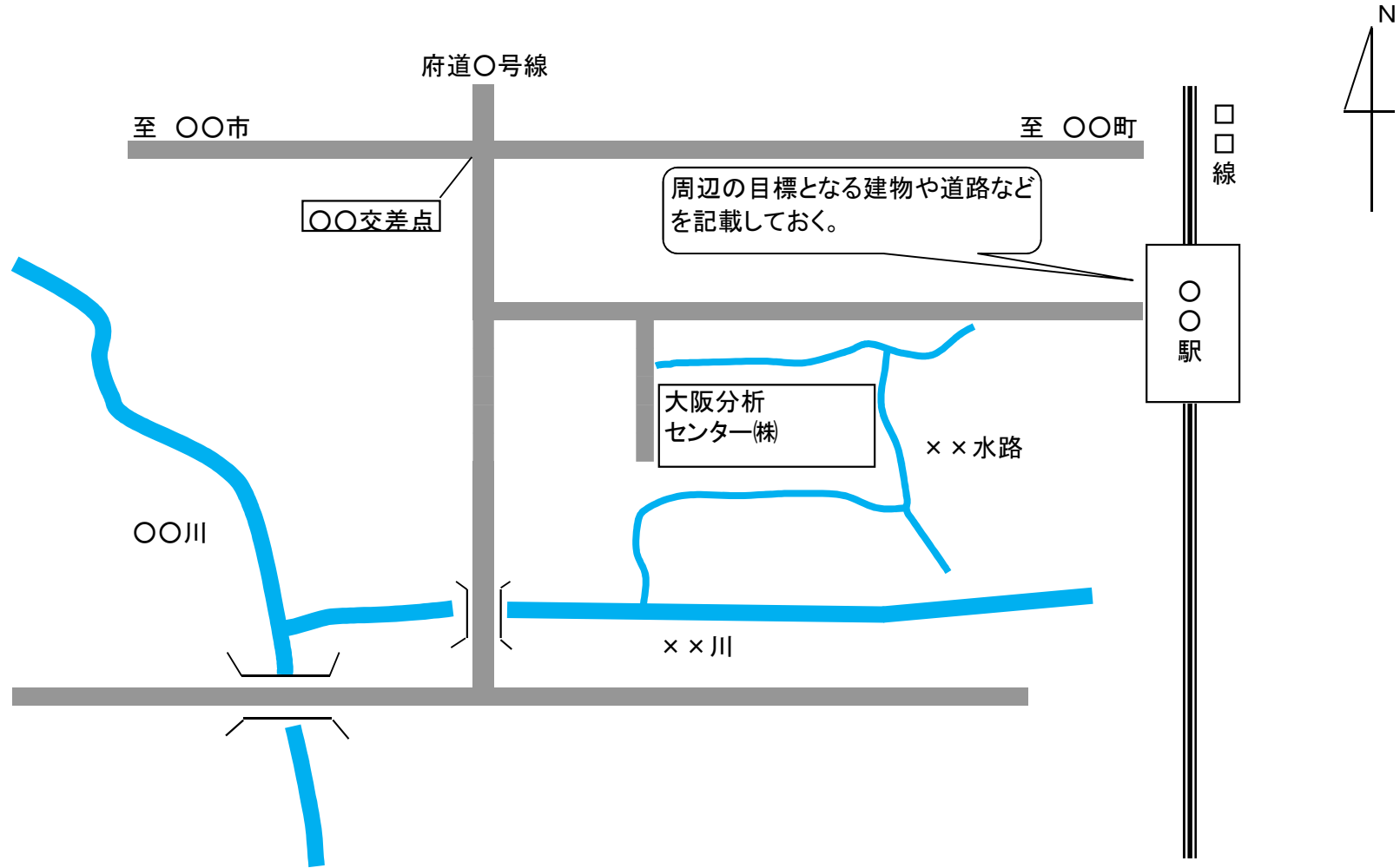
用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	(設置・変更)前			
	別図 のとおり			
	(設置・変更)後			
	別図 ③ のとおり			
用途別用水使用量（通常）	用 途	使 用 水	用水使用量(m ³ /日)	
			変更前	変更後
	作業用水	上水道		10
	生活用水	上水道		1

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

別図①

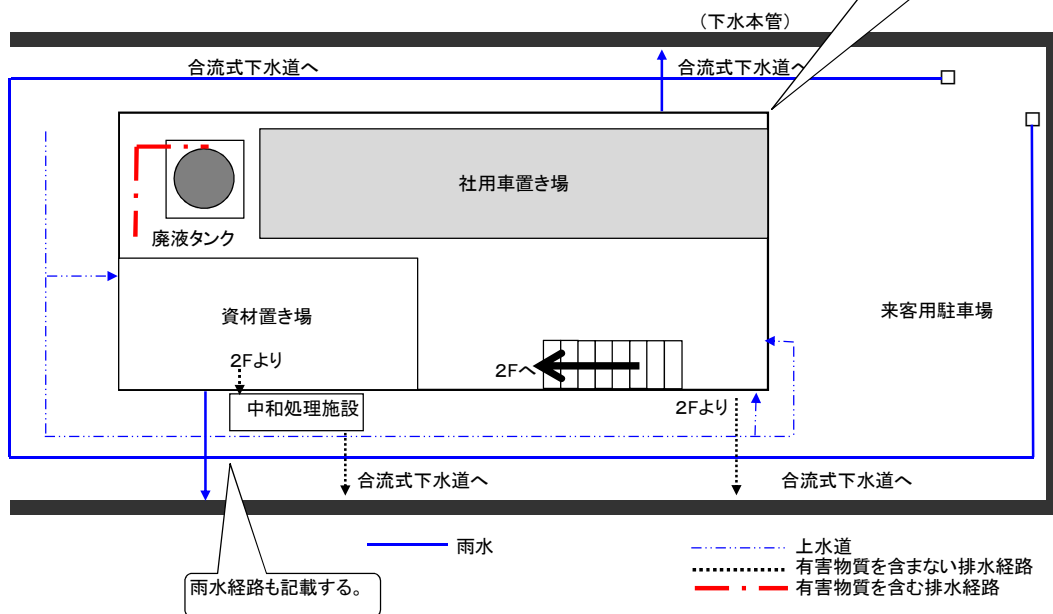
工場付近の見取り図



別図②-1

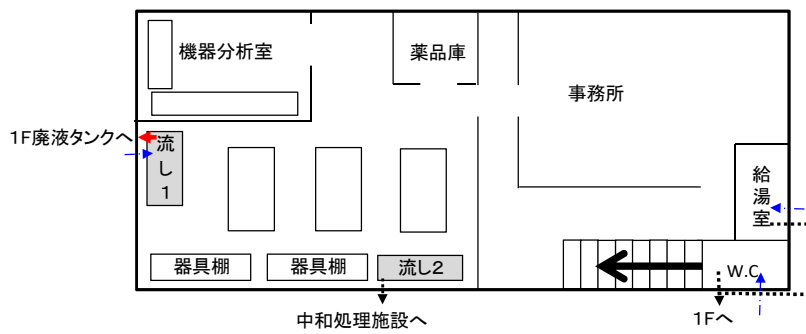
工場内の建物等の配置図
 有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設、汚水処理施設、主要機械配置

特定施設や主要施設の配置を記載する。



別図②-2

工場内の建物等の配置図
 有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設、汚水処理施設、主要機械配置



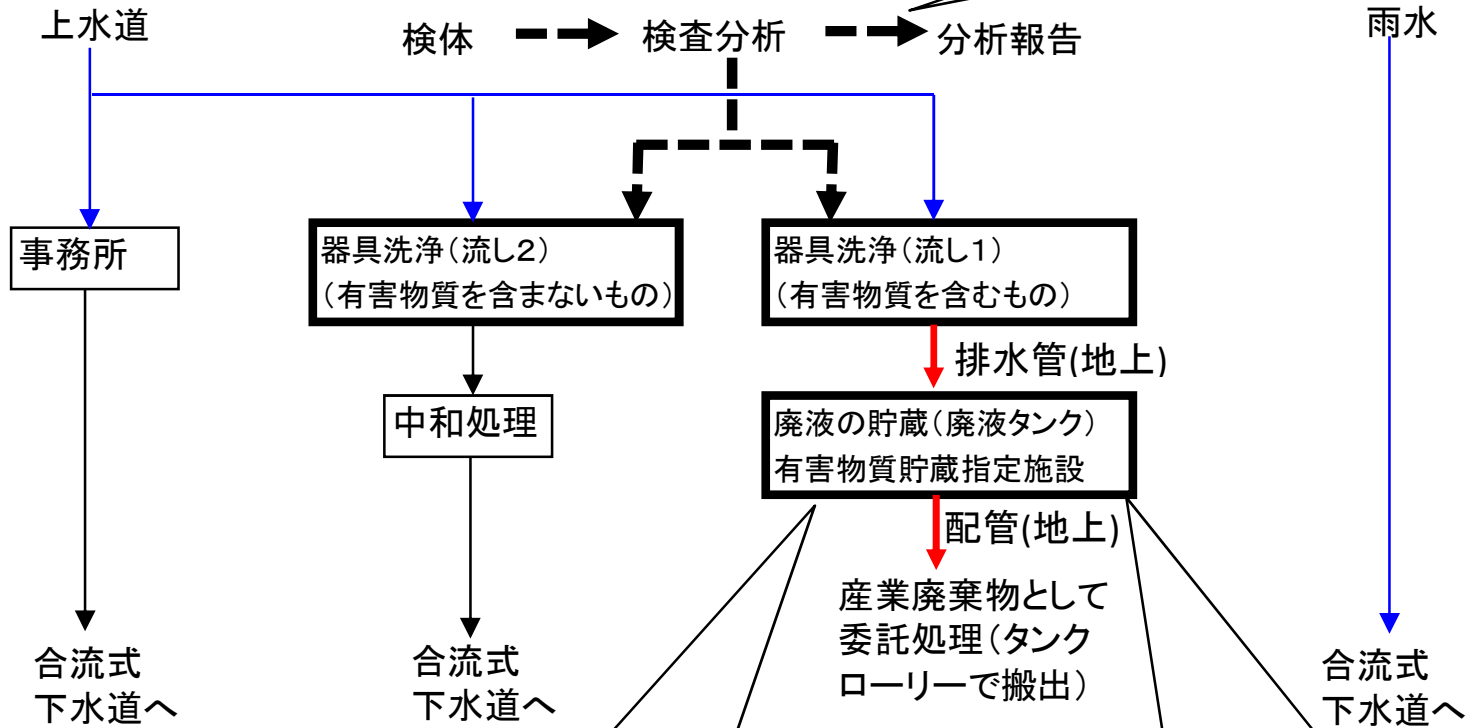
事業場内建屋2F見取り図

上水道
 有害物質を含まない排水経路
 有害物質を含む排水経路

別図③

有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設を含む作業系統図 用水及び排水、搬入及び搬出の系統図

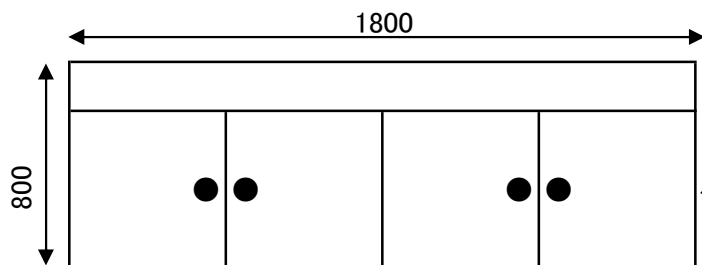
用水排水の系統と作業系統図を併記する場合は、水の流れと作業の流れが判別できるように記載する。



有害物質に係る部分は必ず記載。色を変えるなど分かりやすくする。

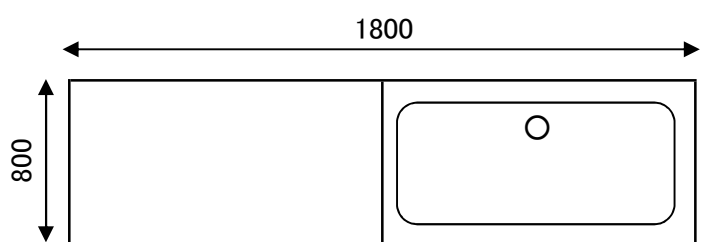
作業の系統は有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設を含む系統の全体を記載する。

有害物質使用特定施設の構造図
(流し1、流し2) 洗浄施設 (単位mm)



平面図

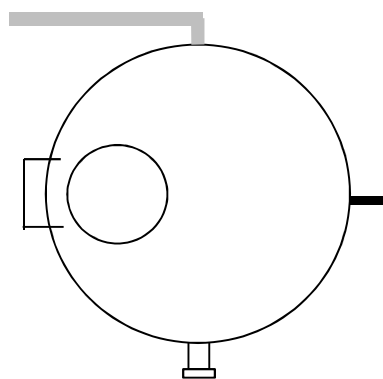
特定施設の大きさや構造が分かるように記載する。



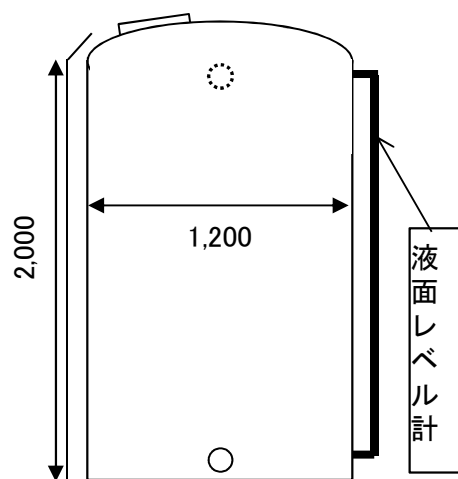
立面図

同型を2基設置

有害物質貯蔵指定施設の構造図
(廃液タンク) (単位mm)

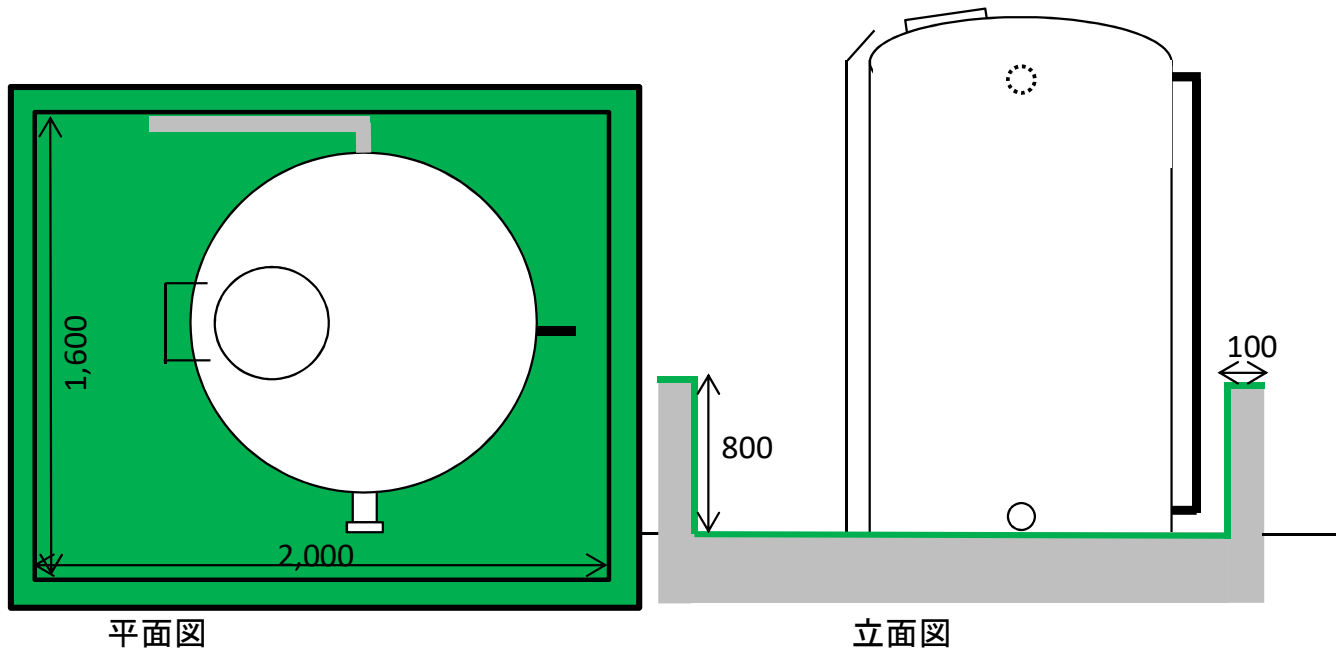


平面図



立面図

別図⑥ 有害物質使用特定施設等の床面・周囲の構造概要図
(廃液タンク) (単位mm)



平面図

立面図

※床面: コンクリート200mm+FRP塗布

周囲: 高さ800mmの立上げ(コンクリート+FRP)を設け防液堤とする。

容量計算

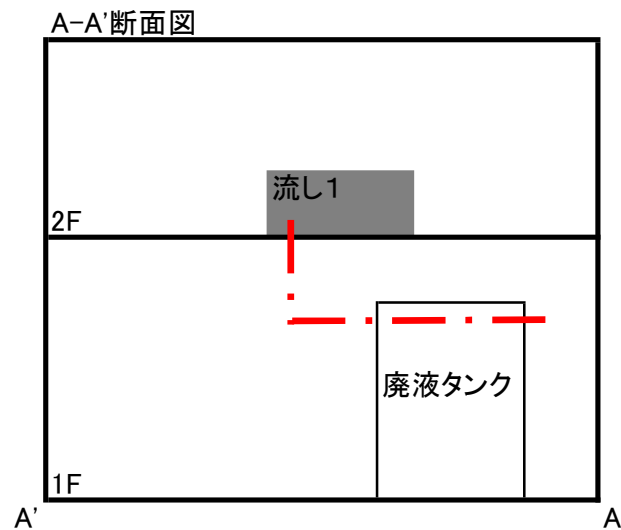
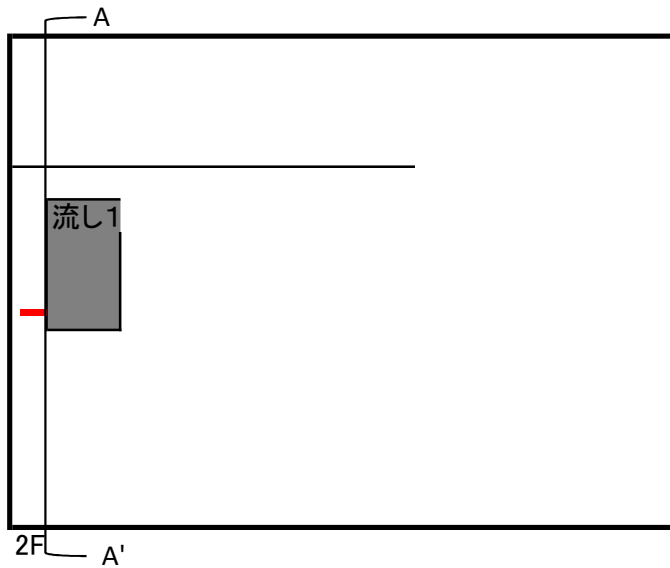
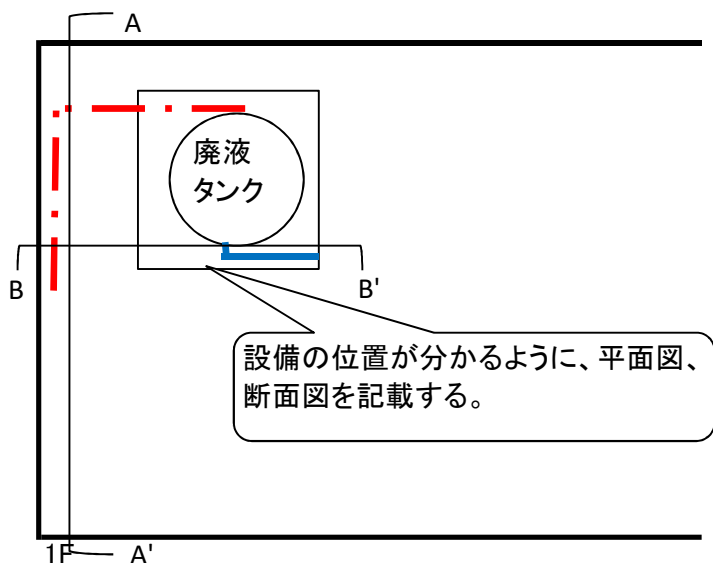
1. タンクの容量 $0.6 \times 0.6 \times \pi \times 2 = 2.26\text{m}^3$

2. 防液堤容量 $2 \times 1.6 \times 0.8 = 2.56\text{m}^3$

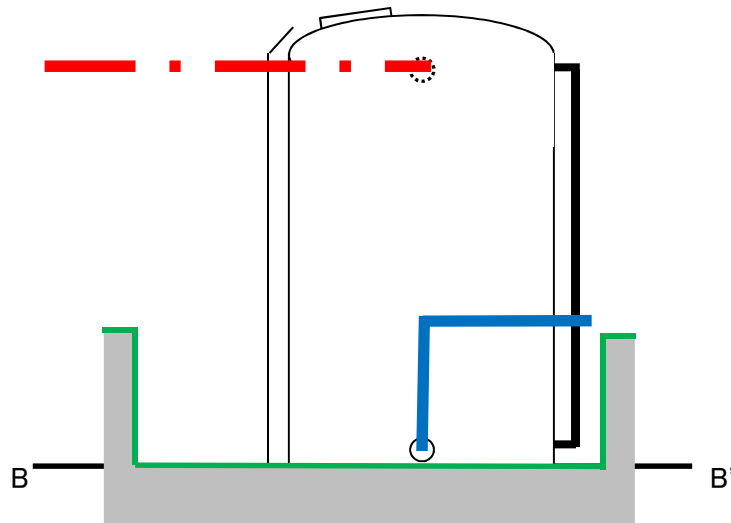
タンク容量、防液堤容量を計算し、漏えい時に問題ない旨を記載する。

以上より防液堤容量 > タンク容量となる。

別図⑦ 有害物質使用特定施設等の設備の構造概要図



B-B'廃液タンク拡大立面図



凡例

- · — 流し1の設備: 排水管(地上)、PVC製、φ60A
- — — 廃液タンクの設備: 配管(地上)、ステンレス製、φ70A

◎期間短縮願いについて

水濁法・府条例の設置又は変更の届出について、知事は、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、実施制限の期間を短縮することができますとされています。

実施制限の期間短縮を希望される場合には、届出書と併せて期間短縮願いを提出ください。

記載例

日付は届出書の提出日と同日

期 間 短 縮 願 い

〇〇年〇〇月〇〇日

大阪府知事様

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 大阪株式会社

代表取締役 大阪太郎

印

下記により実施の制限期間の短縮を願います。

記

1 工場又は事業場の名称

大阪株式会社 〇〇工場

第5条第1項・第5条第3項・第7条のうち該当するものを記載

2 届出の種類

〇年〇月〇日付けで提出した水質汚濁防止法【第〇条第〇項】の規定に基づく【〇〇】届出

設置・変更のうち該当するものを記載

〇年〇月〇日付けで提出した大阪府生活環境の保全等に関する条例【第〇条】の規定に基づく【〇〇】届出

設置・変更のうち該当するものを記載

第52条・第54条のうち該当するものを記載

水濁法に基づく届出の場合は上段を府条例に基づく届出の場合は下段を記載

3 適用法令

- 水質汚濁防止法第9条第2項
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第56条第2項

水濁法に基づく届出の場合は上段を府条例に基づく届出の場合は下段を記載

4 理由

処理施設を改良することにより、水質汚濁の減少を早期に実施するため

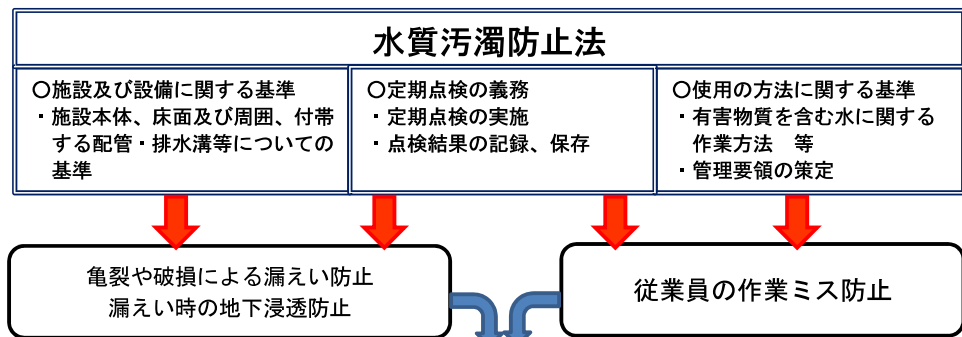
有害物質使用特定施設等の構造等規制

有害物質による地下水汚染を未然に防止するため、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設は、水質汚濁防止法に基づき構造等に関する基準の遵守、定期的な点検・記録が義務付けられています。

■地下水汚染未然防止対策の必要性と規制のしくみ

近年、工場又は事業場からの有害物質（※）の漏えいによる地下水汚染が、毎年継続的に全国で数十件確認されています。これらは、事業場等における、①生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、②生産設備等の使用の際の作業ミス等による漏えいが原因の大半を占めています。

地下水は都市用水の約25%を占める貴重な淡水資源であり、一度汚染すると回復が困難であることから、地下水汚染の未然防止のため、水質汚濁防止法により、有害物質（※）を使用する施設等の構造、設備及び使用の方法の基準、定期点検の実施及び結果の記録の義務等が定められています。



地下水汚染の未然防止

※「有害物質」の一覧			
1 カドミウム及びその化合物	8 ポリ塩化ビフェニル	16 1,1-トリクロロエタン	24 ほう素及びその化合物
2 シアン化合物	9 トリクロロエチレン	17 1,1,2-トリクロロエタン	25 ふっ素及びその化合物
3 有機燐化合物	10 テトラクロロエチレン	18 1,3-ジクロロプロペン	26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
4 鉛及びその化合物	11 ジクロロメタン	19 チウラム	27 塩化ビニルモノマー
5 六価クロム化合物	12 四塩化炭素	20 シマジン	28 1,4-ジオキサン
6 砒素及びその化合物	13 1,2-ジクロロエタン	21 テオベンカルブ	
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	14 1,1-ジクロロエチレン	22 ベンゼン	
	15 1,2-ジクロロエチレン	23 セレン及びその化合物	

■対象施設

- 有害物質使用特定施設：水質汚濁防止法に基づく汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とするもの
- 有害物質貯蔵指定施設：有害物質を含む液状のものを貯蔵するタンク等の施設

■基準の遵守と定期点検の実施

対象施設の設置者は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための構造、設備に関する基準（構造基準）及び使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。（法第12条の4）

また、これらの基準の遵守状況について定期的に点検し、その結果を記録し3年以上保存しなければなりません。（法第14条第5項）

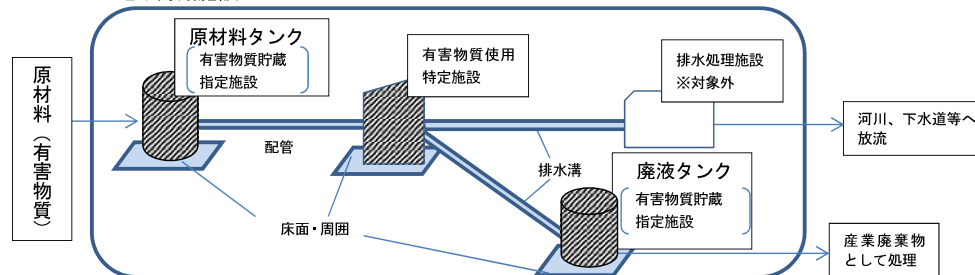
1. 構造等に関する基準の遵守

(1) 構造及び設備に関する基準

対象施設に係る以下の部分について、有害物質を含んだ水が漏えいしない、あるいは漏えい時に地下浸透を防止する構造にすることが義務付けられています。（法施行規則第8条の3から6）

※構造基準の詳細、必要な定期点検の内容は裏面を参照ください。

- ・対象施設の設置場所の床面及び周囲
- ・対象施設本体に付帯する配管、排水溝等（排水処理施設までの有害物質を含む水が流れる範囲）
- ・地下貯蔵施設



(2) 使用の方法に関する基準

対象施設に係る作業及び運転は、以下のいずれにも適合する方法で行わねばなりません。また、その具体的な使用方法を記載した管理要領を策定しなければなりません。（法施行規則第8条の7）

- ① 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと
- ② 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認その他の施設の運転を行うために必要な措置を講ずること
- ③ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること

2. 定期点検の実施

(1) 構造及び設備に関する点検

1 (1)の適用対象箇所は、定期的に有害物質を含む水の漏えい、亀裂・損傷がないかを、構造及び設備に応じた頻度（裏面参照）で点検すること。

(2) 使用の方法に関する点検

1 (2)の使用の方法の点検は、対象施設を使用する従業員が管理要領を理解し、管理要領に従って作業を行っているかを定期的（年1回以上）に点検すること。

(3) 点検結果の記録及び保存

点検結果の記録においては、次の事項を記録し、3年間保存すること。

- ・点検を行った対象施設
- ・点検年月日
- ・点検の方法及び結果
- ・点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ・点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

※ 定期点検以外であっても、対象施設の異常や漏えいが確認された場合には、その記録を3年間保存するよう努めるものとする。

※ 管理要領や点検記録の作成に当たっては、以下の資料が参考になります。

「地下水汚染未然防止のための管理要領等策定の手引き」（環境省）

<http://www.env.go.jp/water/chikasu/brief2012/kanri-tebiki01.pdf>

■お問合せ先

工場又は事業場の所在する市町村によって異なります。詳しくは、以下の各窓口にお問合せください。

工場又は事業場の所在地	お問い合わせ先
島本町、摂津市、門真市、四條畷市、交野市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市	大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課水質指導グループ 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 TEL: 06-6210-9585
泉佐野市、高石市、泉南市、熊取町、田尻町、岬町	大阪府泉州農と緑の総合事務所環境指導課 大阪府岸和田市野田町3丁目13-2 TEL: 072-437-2530
上記以外の市町村	各市町村の環境担当窓口

有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法（早見表）

A:新設施設（平成24年6月1日以後に設置）に適用される基準 B:既設施設（平成24年6月1日より前に設置）でA基準に適合しないものに適用される基準

※新設施設はA基準、既設施設はA基準又はB基準に適合しなければなりません。

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法		対象	構造等に関する基準			定期点検の方法		
	基準区分	内容	項目	頻度	基準区分		内容	項目	頻度			
床面及び周囲	A	1	イ 床面は、コンクリート等の不透水性材料による構造であること ロ 床面は、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆されていること ハ 防液堤等が設置されていること	①床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②防液堤等のひび割れ等の異常の有無	①1年1回以上 ②1年1回以上	排水溝等	A	1	イ 地下への浸透の防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆されていること	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 * 排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置を講じている場合	1年1回以上 * 3年1回以上、かつ、地下への浸透の有無の点検を1月1回（又は有害物質の濃度測定を3月1回）以上	
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度			2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度	
	B	1	施設本体が床面に接し、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体が接する床面がA基準の1のイ・ロに適合しない場合	イ 施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合 ロ 漏えい等の検知装置が適切に配置されていること又はこれと同等以上の措置が講じられていること	①床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②防液堤等のひび割れ等の異常の有無		①1年1回以上 ②1年1回以上	B	1	排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること	①排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②排水溝等からの地下への浸透の有無	①6月1回以上 ②1月1回以上又は有害物質の濃度の測定を3月1回以上
		2	施設本体が床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準の1のイ・ロに適合しない場合	施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合	①床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②防液堤等のひび割れ等の異常の有無		①1年1回以上 ②1年1回以上		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
施設本体 (地下貯蔵施設を除く)				a. ①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ②施設本体からの漏えいの有無	①1年1回以上 ②1年1回以上	地下貯蔵施設	A	1	イ タンク室内に設置される構造、二重構造等の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること ロ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること（腐食するおそれのないものは、この限りでない） ハ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること	a. 貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による貯蔵施設からの漏えい等の有無 * 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下貯蔵タンク又は二重構造タンクの場合 **貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合	1年1回以上 * 3年1回以上 **3年1回以上、かつ、貯蔵施設からの漏えい等の有無の点検を1月1回（又は有害物質の濃度測定を3月1回）以上	
b. (床面及び周囲がB基準に適合する場合) ①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ②施設本体からの漏えい等の有無 * 目視又は漏えい等の検知装置以外の方法により点検を行う場合				①1年1回以上 ②1月1回以上 * 方法に応じた頻度	b. (貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による貯蔵施設からの漏えい等の有無) 貯蔵施設からの漏えい等の有無					方法に応じた頻度		
配管等 (地上配管)	A	1	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること（腐食するおそれのないものは、この限りでない）	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無	①1年1回以上 ②1年1回以上			B	1	イ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること ロ 貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	貯蔵施設からの漏えい等の有無	1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上
		2	漏えいが目視で確認できるよう床面から離して設置されていること	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無	①6月1回以上 ②6月1回以上						2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること
配管等 (地下配管)	A	1	(配管等をトレンチ内に設置している場合) イ トレンチの底面及び側面は、コンクリート等の不透水性材料によること ロ トレンチの底面の表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆されていること	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 ③トレンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	①1年1回以上 ②1年1回以上 ③1年1回以上	A・B共通	1	イ 有害物質を含む水の入入れ、移替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散、流出、地下浸透しない方法で行うこと ロ 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合に、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること ニ イ〜ハに掲げる使用の方法、点検の方法及び回数を選定し、管理要領が明確に定められていること	貯蔵施設からの漏えい等の有無	1年1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上		
				a. 配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無 * 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下埋設配管の場合 **配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合	1年1回以上 * 3年1回以上 **3年1回以上、かつ、配管等からの漏えい等の有無の点検を1月1回（又は有害物質の濃度測定を3月1回）以上				管理要領からの逸脱及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出、地下への浸透の有無	1年1回以上		
		b. (配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の同等以上の方法による場合) 配管等からの漏えい等の有無	方法に応じた頻度									
	B	1	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度	措置に応じた頻度	2	2	2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度	
				①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 ③トレンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	①6月1回以上 ②6月1回以上 ③6月1回以上							
				①配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	配管等からの漏えい等の有無	1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上						
3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度	措置に応じた頻度								

注1) A・B各基準内のいずれかの区分を満たしていれば、当該基準を満たしていることとなります。
注2) 内容、項目欄のイロハニ、①②③はすべて満足することが必要で、abはいずれかを満足すればよいことを示します。

有害物質(裏面)使用特定施設等*の廃止時には土壤汚染調査が必要です

【1】有害物質使用施設等*の使用を廃止するときには、**廃止届出**を提出してください。

(施設は残して、有害物質の使用をやめる場合も「廃止」に該当しますが、**変更届出**を提出してください。)

※水質汚濁防止法による特定施設・大阪府生活環境の保全等に関する条例による届出施設であって、裏面の有害物質を使用等しているもの、及び、ダイオキシン類対策特別措置法による特定施設(詳しくは、各法の所管行政担当部局にお問合せください。)

【2】【1】の場合には、工場・事業場の**土地所有者**は、**土壤汚染状況調査**を実施して、その結果を大阪府に報告しなければなりません。

根拠＝土壤汚染対策法第3条第1項、大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第1項

◎ 土地を賃借して事業を行っている場合は、土地所有者に、施設廃止時に土壤汚染状況調査が必要となることをあらかじめ説明しておいてください。

なお、施設廃止後には、土地所有者に大阪府から調査報告義務を伝える文書を送付します。

◎ 施設廃止後も工場等として使用する場合は、調査報告の義務が猶予される制度があります。

◎ 調査を実施する場合は、国の指定を受けた調査機関に委託してください。

【3】【2】の調査の結果、基準超過が判明した場合は、法または条例に基づき**区域指定**されます。

◎ 判明した土壤汚染により、周辺の住民の健康リスクがあると判断される場合には、

汚染原因者は、**対策**を講じなければなりません。(健康リスクがなければ、対策を講じる必要はありません。)

◎ 指定を受けた区域から汚染土壤を搬出して処理する場合は、許可業者に委託せねばなりません。

◎ 指定を受けた区域において工事を行う場合には、事前に届出が必要です。また、工事方法について一定の制限があります。

◎ 対策により汚染が除去された場合は、区域指定は解除されます。

土壤・地下水汚染の防止のために、漏洩、地下浸透の防止対策が重要です！

☆ 老朽化した施設、配管(接続部やバルブ等)、タンク、液体保管場所等は、点検・補修を重点的に！

☆ 移し替えや、物の出し入れに伴う漏洩に注意！ 受け皿や防液堤などの予防策が必要です。

☆ 漏洩事故が起きた場合には、大阪府へ報告してください。

＜お知らせ＞

平成30年4月1日より、有害物質使用施設の設置者による土壤汚染調査への協力が義務づけられます！

土壤汚染対策法及び生活環境保全条例が改正され、平成30年4月1日より、有害物質使用特定施設等の設置者は、土壤汚染調査を行う指定調査機関に対し、当該施設において製造し、使用し、又は処理していた管理有害物質の種類等の情報を提供するよう努めなければなりません。

土壤汚染対策法について、詳しくは、以下にお問合せください。

大阪府 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 化学物質対策グループ(地盤環境担当)

TEL (代表)06-6941-0351 内線 3809 (直通)06-6210-9579

特定有害物質、管理有害物質及び基準値

分類		項目	含有量基準（指定基準） (mg/kg)	溶出量基準（指定基準） (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	
管理有害物質 (府条例)	特定有害物質 (土壌汚染対策法)	揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	—	0.002 以下	0.02 以下
			四塩化炭素	—	0.002 以下	0.02 以下
			1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下	0.04 以下
			1,1-ジクロロエチレン (塩化ビニリデン)	—	0.1 以下	1 以下
			1,2-ジクロロエチレン※	—	0.04 以下	0.4 以下
			1,3-ジクロロプロペン (D-D)	—	0.002 以下	0.02 以下
			ジクロロメタン (塩化メチレン)	—	0.02 以下	0.2 以下
			テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	—	0.01 以下	0.1 以下
			1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下	3 以下
			1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下	0.06 以下
			トリクロロエチレン	—	0.03 以下	0.3 以下
			ベンゼン	—	0.01 以下	0.1 以下
	特定有害物質 (土壌汚染対策法)	重金属等 (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	カドミウム 150 以下	カドミウム 0.01 以下	カドミウム 0.3 以下
			六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
			シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下
			水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
			うちアルキル水銀	—	検出されないこと	検出されないこと
			セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
			鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
			砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
			ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
	ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下		
	特定有害物質 (土壌汚染対策法)	農薬等 (第3種特定有害物質)	シマジン(CAT)	—	0.003 以下	0.03 以下
			チウラム	—	0.006 以下	0.06 以下
			チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	—	0.02 以下	0.2 以下
			PCB (ポリ塩化ビフェニル)	—	検出されないこと	0.003 以下
			有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	—	検出されないこと	1 以下
	ダイオキシン類			1000pg-TEQ/g 以下	—	—

(注) mg/kg (土壌 1 キログラムにつきミリグラム) mg/L (検液 1 リットルにつきミリグラム)
pg-TEQ/g (土壌 1g につきピコグラム [2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン] 様の毒性換算値)

※スー1,2-ジクロロエチレンは、政令等の改正により、平成 31 年 4 月 1 日から 1,2-ジクロロエチレンに改められました。

資料10 市町村の環境公害担当部署一覧

(平成31年4月1日現在)

注意：水質関係の申請届出に関する相談窓口については、「水質汚濁防止関係法令のしおり（本編）」P.9を参照してください。

市町村	担当部署	電話番号
大阪市	建設局下水道部施設管理課	06-6615-7523(直)
池田市	環境部環境政策課	072-754-6647(直)
箕面市	みどりまちづくり部環境動物室	072-724-6189(直)
豊能町	建設環境部環境課	072-736-1190(直)
能勢町	環境創造部地域振興課	072-734-3171(直)
豊中市	環境部環境政策課	06-6858-2103(直)
吹田市	環境部環境保全課	06-6384-1850(直)
摂津市	環境部環境政策課	06-6383-1364(直)
茨木市	産業環境部環境政策課	072-620-1644(直)
高槻市	産業環境部環境保全課	072-674-7486(直)
島本町	都市創造部環境課	075-962-2863(直)
守口市	環境部環境政策課	06-6992-1508(直)
門真市	市民生活部環境対策課	06-6902-7212(直)
大東市	市民生活部環境課	072-870-9621(直)
寝屋川市	環境部環境保全課	072-824-1181(代)
四條畷市	市民生活部生活環境課	072-877-2121(代)
枚方市	環境部環境指導課	050-7102-6012(直)
交野市	環境部環境衛生課	072-892-0121(代)
東大阪市	環境部公害対策課	06-4309-3206(直)
八尾市	経済環境部環境保全課	072-994-3760(直)
松原市	市民生活部環境予防課	072-334-1550(代)
羽曳野市	生活環境部環境衛生課	072-958-1111(代)
藤井寺市	市民生活部環境政策課	072-939-1071(直)
柏原市	市民部環境対策課	072-972-1534(直)
富田林市	産業環境部みどり環境課	0721-25-1000(代)
河内長野市	環境経済部環境政策課	0721-53-1111(代)
大阪狭山市	市民生活部生活環境グループ	072-366-0011(代)
太子町	まちづくり推進部生活環境課	0721-98-5525(直)
河南町	まち創造部環境・まちづくり推進課	0721-93-2500(代)
千早赤阪村	住民課	0721-72-0081(代)
堺市	環境局環境保全部環境対策課	072-228-7474(直)
高石市	総務部生活環境課	072-265-1001(代)
泉大津市	都市政策部環境課	0725-33-1131(代)
忠岡町	住民部生活環境課	0725-22-1122(代)
和泉市	環境産業部環境保全課	0725-99-8121(直)
岸和田市	市民環境部環境課	072-423-9462(直)
貝塚市	都市整備部環境衛生課	072-433-7186(直)
熊取町	住民部環境課	072-452-6098(直)
泉佐野市	生活産業部環境衛生課	072-463-1212(代)
田尻町	住民部生活環境課	072-466-5005(直)
泉南市	市民生活環境部環境整備課	072-483-9871(直)
阪南市	市民部生活環境課	072-471-5678(代)
岬町	しあわせ創造部生活環境課	072-492-2714(直)

資料 11 異常水質発生時の各市町村の連絡先

地域・市町村名		連絡先	備考（開庁時間等）
大阪市		06-4301-7285	大阪市総合コールセンター（8時から21時）
堺市		072-233-1101（代）	
豊能	豊中市	06-6858-2525（代）	
	池田市	072-752-1111（代）	8時45分から17時15分
	箕面市	072-723-2121（代）	8時45分から17時15分
	豊能町	072-739-0001（代）	9時から17時30分
	能勢町	072-734-0001（代）	8時30分から17時
三島	吹田市	06-6384-1231（代）	9時から17時30分
	高槻市	072-674-7111（代）	8時45分から17時15分
	茨木市	072-622-8121（代）	
	摂津市	06-6383-1111（代）	9時から17時15分
	島本町	075-961-5151（代）	9時から17時30分
北河内	守口市	06-6992-1221（代）	9時から17時30分
	枚方市	072-841-1221（代）	
	寝屋川市	072-824-1181（代）	9時から17時30分
	大東市	072-872-2181（代）	9時から17時30分
	門真市	06-6902-1231（代）	9時から17時30分
	四條畷市	072-877-2121（代）	8時45分から17時15分
	交野市	072-892-0121（代）	9時から17時30分
中河内	八尾市	072-991-3881（代）	
	柏原市	072-972-1501（代）	8時45分から17時15分
	東大阪市	06-4309-3000（代）	
南河内	富田林市	0721-25-1000（代）	9時から17時30分
	河内長野市	0721-53-1111（代）	9時から17時30分
	松原市	072-334-1550（代）	9時から17時30分
	羽曳野市	072-958-1111（代）	9時から17時30分
	藤井寺市	072-939-1111（代）	
	大阪狭山市	072-366-0011（代）	
	太子町	0721-98-0300（代）	
	河南町	0721-93-2500（代）	9時から17時30分
泉北	千早赤阪村	0721-72-0081（代）	
	泉大津市	0725-33-1131（代）	8時45分から17時15分
	和泉市	0725-41-1551（代）	9時から17時15分
	高石市	072-265-1001（代）	
泉南	忠岡町	0725-22-1122（代）	9時から17時30分
	岸和田市	072-423-2121（代）	9時から17時30分
	貝塚市	072-423-2151（代）	8時45分から17時15分
	泉佐野市	072-463-1212（代）	8時45分から17時15分
	泉南市	072-483-0001（代）	9時から17時30分
	阪南市	072-471-5678（代）	8時45分から17時15分
	熊取町	072-452-1001（代）	9時から17時30分
	田尻町	072-466-1000（代）	8時45分から17時15分
岬町	072-492-2714（直）	9時から17時30分（生活環境課）	

資料 12 罰則一覧

1. 水濁法

第 30 条	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の命令に違反した者 第 8 条： 排水基準・特定地下浸透水の基準・構造基準等に係る計画変更命令等 第 8 条の 2： 総量規制基準に係る事前措置命令 第 13 条第 1 項： 排水基準に係る改善命令等 第 13 条第 3 項： 総量規制基準に係る改善命令等 第 13 条の 2 第 1 項： 特定地下浸透水の浸透に係る改善命令等 第 13 条の 3 第 1 項： 構造基準等に係る改善命令等 第 14 条の 3 第 1・2 項： 地下水の水質浄化に係る措置命令等 	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
第 31 条	<ul style="list-style-type: none"> ・第 12 条第 1 項： 排水基準に適合しない水を排出した者 ・第 14 条の 2 第 4 項： 事故時の措置命令に違反した者 ・第 18 条： 緊急時の措置命令に違反した者 	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金(過失による第 12 条第 1 項違反は 3 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金)
第 32 条	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第 5 条： 設置届出 第 7 条： 構造等の変更届出 	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
第 33 条	<ul style="list-style-type: none"> ・第 6 条： 使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ・第 9 条第 1 項： 届出受理後の工事実施制限に違反した者 ・第 14 条第 1・2・5 項： 排出水の汚染状態及び排出水の汚濁負荷量の測定・記録・保管義務、構造・使用基準に係る点検結果の記録・保管義務に違反した者 ・第 22 条第 1 項： 府職員等が求める報告を怠り、又は虚偽の報告をした者、立ち入り検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 ・第 22 条第 2 項： 汚水等の処理等に関する報告を拒否等した者 	30 万円以下の罰金
第 34 条	<p>・法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 4 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>	
第 35 条	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第 10 条： 氏名等変更届出 第 11 条第 3 項： 承継届出 第 14 条第 3 項： 汚濁負荷量測定手法届出 	10 万円以下の過料

2. 内海法

第24条	<ul style="list-style-type: none"> 以下の規定に違反した者 第5条第1項の設置許可や 第8条第1項の構造等変更許可を受けずに設置や変更を行った者 第11条：上記の違反に係る措置命令に違反した者 	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
第25条	<ul style="list-style-type: none"> 第7条第2項：使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第12条の6第1・2項：府職員等の報告の求めに応じず又は虚偽の報告をした者 	10万円以下の罰金
第26条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	
第27条	<ul style="list-style-type: none"> 以下の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第8条第4項：特定施設の構造等の軽微な変更届出 第9条：氏名等変更届出 第10条第3項：承継届出 	10万円以下の過料

3. 府条例

第112条	<ul style="list-style-type: none"> 第55条：排水基準に係る計画変更命令に違反した者 	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
第113条	<ul style="list-style-type: none"> 第59条第1項：排水基準に違反した排出水を排出した者（届出事業場） 第60条第1項：排水基準に違反した排出水を排出した者（特定事業場） 第64条第2項、第80条第2項：事故時の措置命令に違反した者 	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
第114条	<ul style="list-style-type: none"> 以下の規定に違反した者 第52条：設置届出 第54条：構造等変更届出 	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
第117条	<ul style="list-style-type: none"> 第63条第1項：排出水の汚染状態の測定・記録・保管義務に違反した者 	20万円以下の罰金
第118条	<ul style="list-style-type: none"> 第53条：使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第56条第1項：届出受理後の工事実施制限に違反した者 	10万円以下の罰金
第119条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第112条から第118条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	